

令和元年度（第1回）

鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会

資料編

- 1 第7期計画の「取組と目標に対する自己評価シート」・・・（P1～）
- 2 平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価指標未達成項目一覧表
・・・（P50～）
- 3 有効求人倍率の推移
・・・（P58～）
- 4 介護従事者処遇状況等調査結果のポイント
・・・（P59～）
- 5 福祉人材対策に係る県の計画
・・・（P61～）
- 6 介護分野企業見学会
・・・（P76～）

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0101 健康づくりの推進
----	---------------

現状と課題

- 健康の大切さを理解し、健診を受けて、健康な状態の維持・向上に取り組む人を増やす必要があります。
- 特定健診の結果が基準値以上の人が、必要な治療を受けたり、生活習慣の改善に取り組むことが求められています。
- がんの罹患率及び死亡率が依然として高いため、がん検診を受診することにより、早期発見・早期治療につなげ、身体機能を維持させる必要があります。
- 高齢者の運動器機能の低下の防止と閉じこもりを予防するため、地域で自発的に運動や交流に取り組み、活動的な生活習慣を継続する人を増やす必要があります。
- 生活習慣病などの疾患の理解や予防に関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を身に着けた人を増やす必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防接種に取り組みます。

2. 地域での健康づくりの推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」などの地域の地区組織と協働で健康づくりの効果的な取り組みについて検討します。

目標（事業内容、指標等）

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

①国保特定健診	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
受診率 [目標]	—	35.0%	40.0%	45.0%
[実績]	33.5%	33.8%		
②国保特定保健指導	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
実施率 [目標]	—	45.0%	47.5%	50.0%
[実績]	41.4%	40.5%		

※①②の実績値は年度末現在のもので、国の特定健診・特定保健指導実績報告（調査時点：11月1日）の数値とは一致しません。

2. 地域での健康づくりの推進

①しゃんしゃん体操の普及啓発	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
啓発実施回数 [目標]	—	2,100	2,150	2,200
[実績]	2,102	2,062		
②健康出前講座の実施	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)

開催回数 [目標]	—	210	220	230
[実績]	237	200		
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
延べ参加者数 (人) [目標]	—	4,300	4,400	4,500
[実績]	4,949	4,802		

※①②の実績値は年度末現在のもの。また健康出前講座の実績値は中央保健センターが健康増進事業により実施したもの。

目標の評価方法	
● 時点	□中間見直しあり ■実績評価のみ
● 評価の方法	○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。 ○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容	
1. 生活習慣病の発症と重症化の予防	
① 国保特定健診	受診率:33.8%
② 国保特定保健指導	実施率:40.5%
2. 地域での健康づくりの推進	
① しゃんしゃん体操の普及啓発	[実施回数：2,062 回]
地域の身近な公民館や集会所等で定期的な開催や、イベント時(納涼祭や運動会等)等の機会に、しゃんしゃん体操普及員が指導者となって、しゃんしゃん体操を実施しています。運動器に加えて、口腔機能、認知症予防等7種類あり、楽しみながら実施できています。	
② 健康出前講座の実施	[開催回数：200回 延べ参加者：4,802人]
内容は生活習慣病予防のため、疾患の理解や、食事、運動、歯周疾患対策、睡眠、早期発見のための健診のすすめ等がありました。	
自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)	
1. 生活習慣病の発症と重症化の予防	
① 国保特定健診	受診率は目標値を下回ったが、前年度を上回りました。 (目標 35.0%/実績 33.8%、参考：H29 年度実績 33.5%)
② 国保特定保健指導	対象者の約9割にアプローチし利用勧奨を行ったが、希望者が少なく、実施率は

目標値に届きませんでした。(目標 45.0%/実績 40.5%)

2. 地域での健康づくりの推進

- ① しゃんしゃん体操の普及
しゃんしゃん体操普及員の中には、高齢化による身体状況悪化等を理由に、活動を休止する人があり、啓発実施回数が減少しました。(目標 2,100 回/実績 2,062 回)
- ② 健康出前講座の実施
健康教育の回数は減少しましたが、延参加者数は目標に達し、多くの人に啓発することができました。(開催回数 目標 210 回/実績 200 回)
(延べ参加者数 目標 4,300 人/実績 4,802 人)

課題と今後の取組

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

- ① 国保特定健診
 - 引き続き、定期的に健診を受けることの大切さを国保被保険者に啓発するとともに、休日に受診できる機会を確保する等、対象者のニーズや利便性を考慮したきめ細かな実施に取り組んでいきます。
- ② 国保特定保健指導
 - 実施率の向上に向けて、次年度は家庭訪問による保健指導を重点的に取り組んでいきます。
 - 保健指導を利用しないものの自分なりに生活習慣の改善を行いたいと考えている健診受診者は多いため、引き続き健康管理に有効な啓発を健診受診者に行っていきます。

2. 地域での健康づくりの推進

- ① しゃんしゃん体操の普及
 - 新たな普及員を養成し、地域での啓発活動を安定的に実施するため、普及員同士のつながりの醸成や、普及員活動を継続するための支援の体制について検討します。
- ② 健康出前講座の実施
 - 健康出前講座の際には、健康づくりの大切さとともに定期的な健診受診と早期発見の大切さを伝えています。
 - 次年度は、参加者への聞き取りやアンケート等を実施し、健康づくりの関心度や意識の変化等評価指標にすることを検討します。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0102 介護予防の推進
----	--------------

現状と課題

- 要支援者等の状態に応じ、適切かつ効果的な支援を行うことで、自立支援・重度化防止の効果を高めることが求められています。
- 地域の中で継続的に介護予防活動を行うための環境整備の必要があります。
- 加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加できる活動を広げる必要があります。
- 高齢者自身の力を活かし、担い手となることで自分自身の生きがいや介護予防にもつなげる必要があります。
- 閉じこもりなど活動に参加しない高齢者を把握し、何らかの活動につなげる必要があります。
- 介護予防の必要性について、市民の理解・浸透を図る必要があります。

第7期における具体的な取組

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進**
鳥取市訪問介護相当サービスと鳥取市通所介護相当サービスの必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- 2. 介護予防普及啓発の推進**
健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実に取り組みます。
- 3. 地域の通いの場の充実**
「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづくりの支援に取り組みます。
- 4. 地域リハビリテーションの推進**
リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進					
①多様な介護予防・生活支援サービスの創設					
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)	
A型サービス [目標]	—	検討	実施	実施	
[実績]	検討	検討			
C型サービス [目標]	—	検討	モデル実施	実施	
[実績]	検討	検討			

2. 介護予防普及啓発の推進

①介護予防出前講座の実施 (H29) (H30) (H31) (H32)

開催回数 [目標] — 375 380 387

[実績] 368 382

参加者数 [目標] — 7,680 7,830 7,980

[実績] 7,533 7,445

※介護予防出前講座の実績値は地域支援事業により実施したもの。

②運動教室「おたっしゃ教室」の実施 (H29) (H30) (H31) (H32)

参加者数 [目標] — 500 500 500

[実績] 452 472

3. 地域の通いの場の充実

①ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

(H29) (H30) (H31) (H32)

開催個所数 [目標] — 385 424 467

[実績] 346 384

(H29) (H30) (H31) (H32)

月平均開催回数 [目標] — 前年度以上

[実績] 1.44 1.72

※ふれあい・いきいきサロンを増やし、1月当たり平均開催回数を前年度以上とする。

4. 地域リハビリテーションの推進

①介護事業者の質の向上支援 (H29) (H30) (H31) (H32)

指導回数 [目標] — 100 110 120

[実績] 79 98

②住民主体の集いの場の充実支援 (H29) (H30) (H31) (H32)

指導回数 [目標] — 20 30 40

[実績] 32 13

③市民啓発 (H29) (H30) (H31) (H32)

啓発回数 [目標] — 20 30 40

[実績] 31 22

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。

○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容
1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
① 多様な介護予防・生活支援サービスの創設
(1) A型サービス
[検討概要] 身体機能の維持及び認知症予防の短時間プログラムを提供する本市独自の介護予防サービスについて検討
[サービス名] 国の基準を緩和した通所型サービスA (鳥取市通所型基準緩和サービス)
[開始時期] 令和元年10月からサービス提供開始
(2) C型サービス
[検討概要] リハビリ専門職が運動機能の向上に特化したプログラムを3～6ヶ月間集中的に提供する本市独自の介護予防サービスについて検討
[サービス名] 訪問型・通所型サービスC (鳥取市訪問型短期集中予防サービス及び鳥取市通所型短期集中予防サービス)
[開始時期] 令和元年9月頃からモデル事業としてサービス提供開始
2. 介護予防普及啓発の推進
① 介護予防出前講座を実施
[講座内容] 運動器機能の向上や口腔、栄養等の介護予防や認知症に関する講話を実施
[講座時間] おおむね1時間程度(内容による)
[講師] 保健師や理学療法士、健康運動指導士等
[開催方法] 高齢者団体等からの申込みに応じて、地区の集会施設等で開催 ※長寿社会課(包括含む)と中央保健センター、総合支所保健師により実施
[開催回数] 382回
[延べ参加者数] 7,445人
② 運動教室「おたっしや教室」の実施
[教室内容] 主に椅子に座りながら運動、栄養、口腔の機能改善のための講話を実施
[開催日程] 毎週1回×3ヶ月(計12回)を1コース
[開催時間] 1回当たり90分
[利用料] 500円/回 必要に応じて送迎あり

[開催教室数] 58 教室
[実参加者数] 472 人
[延べ参加者数] 4,553 人

3. 地域の通いの場の充実

- ① ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援
[サロン開催箇所数] 384 箇所
[サロン開催回数] 延べ 7,919 回

4. 地域リハビリテーションの推進

- ① 介護事業者の質の向上支援
- (1) 機能訓練方法の指導
通所介護 1 件・小規模多機能型居宅介護 1 件
 - (2) アセスメント指導
訪問介護 1 件・通所介護 6 件・地域包括支援センター 32 件
 - (3) ケアマネジメント指導
居宅介護支援 2 件・地域包括支援センター 11 件・地域ケア会議 4 件
 - (4) サービス担当者会議（ケアプラン原案）への助言
地域包括支援センター 5 件
 - (5) 地域密着型サービスの運営推進会議での助言 9 件
 - (6) 介護事業者研修会への講師協力 7 件
- ② 住民主体の集いの場の充実支援
- (1) 運動方法指導
市民 1 件・老人クラブ 8 件
 - (2) しゃんしゃん体操普及員の養成指導 4 件
- ③ 市民啓発
- (1) リハビリ専門職の知見による啓発 12 件
 - (2) 運動方法指導（座学）10 件

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

A型サービス、C型サービスの創設検討を行い、いずれのサービスも令和元年度に実施することとしました。（目標 検討／実績 検討）

2. 介護予防普及啓発の推進

- ① 介護予防出前講座
開催回数は目標を達成しましたが、参加者数は目標に届きませんでした。
（開催回数 目標 375 回／実績 382 回）
（参加者数 目標 7,680 人／実績 7,445 人）
- ② 運動教室「おたっしゃ教室」

参加者数は目標に届きませんでした。前年度を上回っています。

(目標 500 人／実績 472 人、参考：：H29 年度実績 452 人)

3. 地域の通いの場の充実

① ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

開催箇所数は、目標値には届きませんでした。前年度を上回りました。

(目標 385 回／実績 384 回)

月平均開催回数は、目標を上回りました。

(目標 1.44 回／実績 1.72 回)

4. 地域リハビリテーションの推進

① 介護事業者の質の向上支援

実施回数は目標を下回りましたが、前年度を上回りました。

(目標 100 回／実績 98 回、参考：：H29 年度実績 79 回)

② 住民主体の集いの場の充実支援

実施回数は目標を下回りました。

(目標 20 回／実績 13 回)

③ 市民啓発

実施回数は目標を上回りました。

(目標 20 回／実績 22 回)

課題と今後の取組

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 多様な介護予防・生活支援サービスの創設

(1) A型サービス

○ 適切なケアマネジメントに基づき、虚弱な高齢者に通所型サービスAを利用してもらうことで、介護予防の効果を高めていくことが必要となります。

○ その前提として、介護事業者に通所型サービスAの普及を図る必要があります。

○ 次年度は、事業者説明会を開催して周知を図り、指定手続きを進めるとともに、サービス利用計画を作成する介護支援専門員等にサービス内容の浸透を図り、適切なケアマネジメントに基づき利用が行われるよう取り組んでいきます。

(2) C型サービス

○ 次年度はC型サービスをモデル事業として実施し、内容の更なる検討を行い、より充実したサービスとすることが大切となります。

○ 具体的には、提供プログラムの内容や運営方法を委託事業者と共に検討していきます。

○ また、ケアマネジメントを地域包括支援センターの専門職で行い、委託事業者との連携方法や、利用者に対して介護予防に取り組むための動機付けの仕方、サービス期間終了後、利用者が介護予防の取り組みを継続するための方法等について検討していきます。

2. 介護予防普及啓発の推進

- ① 介護予防出前講座
 - 住民からの要請を待って出向くことが多く、主体的に啓発を行えていない現状があります。地域の病院や介護施設などが行う出前講座を案内することも多くなっています。
 - 出前講座の外部委託も実施し、より多くの専門職で主体的な活動を行えるよう検討します。
 - 地域毎の課題を整理したうえで、その地域に本当に必要な啓発活動を行っていけるようデータの活用・分析と、人材の確保を図ります。
- ② 運動教室「おたっしゃ教室」
 - 参加者の中に認知機能が低下した方など、おたっしゃ教室の利用の対象者像「介護予防に取り組みたい自立した高齢者」と異なる方が増加しており、慎重な見守りが必要となっています。
 - 次年度は、A型サービスの開始にあわせて、おたっしゃ教室利用者のアセスメントを行い、適切なサービス利用を検討します。
 - 併せて、A型サービスやC型サービスとおたっしゃ教室の介護予防施策上の整理を行います。（例：健康に不安があり、介護予防の方法を学びたい自立した高齢者→おたっしゃ教室、虚弱な高齢者→A型サービスなど）

3. 地域の通いの場の充実

- ① ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援
 - サロンへの支援は、市社協が地区社協を通じて行っており、実際にどのような内容で開催されているのか、実態把握（内容、場所、回数等）に課題があります。
 - 今後は、個々のサロンの実態把握を進め、効果的な充実支援を行うための基礎情報を整理します。
 - サロンの空白地域で、地域の福祉関係者に新たにサロン活動に取り組んでもらう働きかけや、既存のサロンの実施内容の充実に向けた助言、あるいは開催回数を増大させる働きかけを行い、ふれあい・いきいきサロンの充実を図っていきます。

4. 地域リハビリテーションの推進

- 平成 30 年度は、前年度の試験的な取り組みの成果を踏まえて、特に介護事業者の専門職に対する助言・指導を中心に取り組みました。
- このうち、特に居宅介護支援事業者に対するケアプラン点検指導に同行し、介護支援専門員に対するアセスメント指導に重点を置いて取り組みました。
- その結果、住民主体の集いの場の充実支援など、他の取り組みが減少することとなりました。
- 市の理学療法士 1 名による直営の事業展開のみでは、今後取り組みを更に広げていくことは困難であるため、次年度は委託型のリハビリ専門職派遣事業を創設し、地域の医療機関や介護事業者のリハビリ専門職の協力を得て、事業の拡充を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	O103 地域での活躍・貢献機会の充実
-----------	---------------------

現状と課題

- 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでの能力や経験を生かして、地域に貢献する生きがいづくりが求められている。
- 社会参加や学習意欲の高い高齢者が、元気に活動・交流できる機会の提供が必要である。
- 高齢者の活躍の場を創出するためには、就労のほか、ボランティア活動や子育て支援、介護分野などの幅広し分野に活動領域を拡大する必要がある。

第7期における具体的な取組

1. 社会参加や生きがい活動への支援

ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、高齢者バス優待助成、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業や金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

2. 高齢者施設の運営

老人福祉センターの運営又は支援、老人憩いの家の管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供します。

3. 高齢者の就労支援

（公財）シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

1. 社会参加や生きがい活動への支援

①介護支援ボランティアの推進 (H29) (H30) (H31) (H32)
 登録者数（人）[目標] — 184 188 192
[実績] 145 149

2. 高齢者施設の運営

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 高齢者の就労支援

①シルバー人材センターの会員登録の推進
 (H29) (H30) (H31) (H32)
 登録会員数（人）[目標] — 764 771 778
[実績] 786 771

目標の評価方法	
● 時点	<input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ
● 評価の方法	<input type="radio"/> 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。 <input type="radio"/> その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容																																				
1. 社会参加や生きがい活動への支援																																				
① ボランティア活動の推進																																				
<p>介護支援ボランティア活動に対して換金できる評価ポイントを付与することで、ボランティア活動の充実と活動的な高齢者の増加を図り、介護予防の取り組みを推進しました。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア登録者</td> <td>人</td> <td>143</td> <td>145</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td> 新規登録</td> <td>人</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td> 登録廃止</td> <td>人</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>評価ポイント交付金</td> <td>千円</td> <td>135</td> <td>139</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>ボランティア情報メール (毎月配信)</td> <td>回</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>介護支援ボランティア表彰 (3年以上連続して20ポイント以上の活動をした者)</td> <td>人</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	ボランティア登録者	人	143	145	149	新規登録	人	19	5	8	登録廃止	人	4	3	4	評価ポイント交付金	千円	135	139	186	ボランティア情報メール (毎月配信)	回	12	12	12	介護支援ボランティア表彰 (3年以上連続して20ポイント以上の活動をした者)	人	4	3	6	
区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度																																
ボランティア登録者	人	143	145	149																																
新規登録	人	19	5	8																																
登録廃止	人	4	3	4																																
評価ポイント交付金	千円	135	139	186																																
ボランティア情報メール (毎月配信)	回	12	12	12																																
介護支援ボランティア表彰 (3年以上連続して20ポイント以上の活動をした者)	人	4	3	6																																
② 老人クラブの育成支援																																				
<p>老人クラブ活動を支援し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位老人クラブ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 組織数</td> <td>クラブ</td> <td>267</td> <td>258</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td> 会員</td> <td>人</td> <td>12,908</td> <td>12,655</td> <td>12,432</td> </tr> <tr> <td>老人クラブ連合会</td> <td>団体</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	単位老人クラブ					組織数	クラブ	267	258	250	会員	人	12,908	12,655	12,432	老人クラブ連合会	団体	1	1	1											
区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度																																
単位老人クラブ																																				
組織数	クラブ	267	258	250																																
会員	人	12,908	12,655	12,432																																
老人クラブ連合会	団体	1	1	1																																

③ 地域での趣味や教養活動の推進

グラウンドゴルフやペタンク、囲碁や将棋、陶芸など、高齢者の趣味や教養に資する教室等を開催し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。

④ 生涯学習の推進

生涯学習講座「尚徳大学」を開催し、高齢者に学習機会を提供し、併せて高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
尚徳大学				
実受講者	人	593	579	560
延べ受講者	人	6,794	6,236	6,475

⑤ 地域福祉基金事業

基金の運用益を活用し、地域福祉活動の充実に資する事業に取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
ふれあい型食事サービス				
実施地区	地区	39	38	37
配食回数	回	808	792	784
延べ対象者	人	28,374	28,189	28,413
となり組福祉員	人	1,809	1,815	1,780
愛の訪問協力員	人	1,232	1,191	1,170
地域・福祉活動コーディネーター	地区	9	9	9

⑥ 高齢者バス運賃優待助成

路線バスの高齢者用定期券の購入費用の一部を助成することで、高齢者の外出を促進を通じて、社会参加や仲間づくりに取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
販売冊数	冊	2,118	2,098	2,101

⑦ 公共交通機関利用助成

高齢者団体等が教養講座や研修等に参加するため貸切バス又は借上げバスを利用した際に、基本運賃の一部を助成することで、社会参加や仲間づくりに取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
公共交通機関利用助成	件	122	112	117

⑧ 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

高齢者介護予防支援バスを運行し、高齢者の社会参加の促進に取り組んだ。また、ボランティアバスを運行し、市民の社会奉仕活動の促進に取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
高齢者介護予防支援バス	件	591	576	623
ボランティアバス	件	87	69	65

⑨ 敬老祝賀事業

各地区で開催される敬老会等の敬老祝賀事業に対して助成した。また、90歳到達者、100歳以上の長寿者に対して、記念品等を贈呈し、長寿をお祝いしました。

[助成地区] 41地区

[記念品等贈呈] 90歳到達祝賀者985人・100歳以上祝賀者197人

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
記念品等贈呈				
90歳到達祝賀者	人	944	908	985
100歳以上祝賀者	人	184	208	197
助成地区	地区	41	41	41

⑩ 金婚・ダイヤモンド婚

結婚50周年（金婚）、60周年（ダイヤモンド婚）を迎える夫婦を招待し、お祝いの式典を実施しました。

[開催期日] 平成30年5月31日（鳥取地域）、6月1日（南部・西部地域）

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
金婚	組	265	286	283
ダイヤモンド婚	組	110	134	144

2. 高齢者施設の運営

- ① 老人福祉センター（市設置：佐治・鹿野、社協設置：国府・福部・気高・青谷）及び高齢者福祉センター（1施設）の運営
- ② 老人憩の家の運営（19館）
- ③ 高齢者創作交流館の運営（用瀬ふれあいの家・佐治町山王ふれあい会館）
- ④ 佐治町屋内多目的広場の運営

3. 高齢者の就労支援

- ① シルバー人材センターの会員登録の推進
 シルバー人材センターの運営及び高齢者活用・地域雇用サポート事業（高齢者派遣事業）に対して助成した。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

1. 社会参加や生きがい活動への支援

- ① 介護支援ボランティアの推進
 登録者数は目標値を下回りましたが、前年度を上回りました。
 （目標 184人／実績 149人、参考：H29年度実績 145人）

3. 高齢者の就労支援

- ① シルバー人材センターの会員登録の推進
 登録会員数は目標値を上回りました。
 （目標 764人／実績 771人）

課題と今後の取組

1. 社会参加や生きがい活動への支援

① ボランティア活動の推進

[介護支援ボランティア]

- 介護支援ボランティアの登録者数は、事業を開始した H24 年度から 4 年程度は順調に増加していましたが、H27 年度以降は増加が鈍化しています。(H24=27、H25=62、H26=102、H27=128、H28=143、H29=145、H30=149、単位:人)
- これは、事業開始当初は、従前から介護施設等でボランティア活動をされていた方が、本事業に登録されたため高い増加となっていたものが、それが一巡したため増加が鈍化したものと思われます。
- 市社会福祉協議会等のボランティア養成講座の情報を市民に提供し、ボランティアの裾野を広げる取組みを推進し、その中で、介護分野でのボランティア情報を提供することで、登録者の増加に取り組んでいきます。

[老人クラブの育成支援]

- 単位老人クラブの減少が続いており、加入促進のための啓発や魅力ある活動とするための取組みを進める必要があります。
- 老人クラブ連合会のご意見を伺いながら、老人クラブの活性化に取り組んでいきます。

[地域福祉基金事業]

- ふれあい型食事サービスは、市民のボランティア意識の高揚や一人暮らし高齢者等の見守りを目的に実施していますが、ボランティアの高齢化により活動に支障が生じる地区も出ており、市社会福祉協議会と連携して、負担を軽減した活動方法等について検討していきます。
- となり組福祉員は、おおむね町内会に 1 人程度配置され、身近な福祉の担い手となっています。この取組みが更に充実するよう、市社会福祉協議会と連携して、研修会等の活動支援を実施していきます。
- 愛の訪問協力員は、民生委員等と連携を図りながら、一人暮らし高齢者の日常的な見守りや声かけを行うなど、支援体制の一翼を担っていますが、協力員の数が減少しています。市社会福祉協議会と連携して、福祉学習の推進等により地域の互助の意識の高揚を図り、協力員の増加に取り組んでいきます。

[地域・福祉活動コーディネーター設置数]

- 地域・福祉活動コーディネーターは、地区社協が地域住民の中から選出して設置し、自分の暮らす地域の福祉の充実に取り組むボランティアです。市社会福祉協議会と連携して、コーディネーターの設置地区の増加と活動内容の充実に取り組めます。

2. 高齢者施設の運営

- 全体として施設が老朽化しており、修繕も多くなっています。
- 高齢者の安全・安心な施設利用を確保し、社会参加や生きがい活動に取り組んで

いただけるよう、適切な維持管理に努めていきます。

3. 高齢者の就労支援

- 平成 25 年 4 月から企業の 65 歳までの定年引上げや継続雇用制度の導入、ハローワーク鳥取管内の有効求人倍率が平成 27 年 7 月から連続して 1 倍を超えている状況等より、会員の確保が課題となっています。
- このような中、シルバー人材センターは、会員募集パンフレットの配布や入会説明会の市報への掲載などの取組により、目標を超える会員数となっています。
- 今後も、本年 4 月 1 日からハローワーク鳥取内に設置された「生涯現役支援窓口」でもシルバー人材センターの情報提供を行うなど、様々な取組により会員の獲得を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0201 在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

- 高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しています。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後増加することが見込まれています。
- 病院と診療所、介護事業者が、在宅療養を必要とする高齢者を中心に連携を強化することが必要です。
- 人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、繰り返し話合うことの必要性を市民に啓発していくことが必要です。

第7期における具体的な取組

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進します。

2. 医療・介護関係者への支援

医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催をします。

3. 住民啓発の推進

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会を開催します。

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ

● 評価の方法

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、あるいは鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。また、一部の事業は、新温泉町とも連携し、連携中枢都市圏の取り組みとして実施しています。

2. 医療・介護関係者への支援

- 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営
東部医師会在宅医療介護連携推進室で相談受付（平成30年度実績：11件）
- 医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催
 - ・初学者向け多職種“絆”研修 5回開催 参加者延べ302名
 - ・多職種連携在宅事例検討会 4回開催 参加者延べ242名

3. 住民啓発の推進

- 終活支援ノート「わたしの心づもり」を連携中枢都市圏1市5町で作成（5,000部）
- ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の住民啓発学習会
37回開催 参加者延べ 1,498名（県東部圏域実績）
- ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の医療・介護関係者向け周知研修
29回開催 参加者延べ 980名（県東部圏域実績）

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

東部地区在宅医療介護連携推進協議会の情報共有支援ワーキンググループで、情報共有のあり方を検討しています。

- ・入退院時のケアマネジャーと病院の連携・情報共有の手引きの策定作業中です。
- ・入院時のケアマネジャーからの情報提供書の様式の改編について、県東部圏域の各病院の地域連携室と協議中です。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

連携推進という指標を定めにくい事業です。人材や予算も含め、事業を継続していくことが重要であり、そこが課題と考えています。

引き続き、鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で連携して、事業継続していきます。生活圏・医療圏が共通する新温泉町とも連携を深めていきます。

また、西側の鳥取県中部地域との連携の必要性についても検討が必要です。

2. 医療・介護関係者への支援

東部医師会在宅医療介護連携推進室にて、関係者の相談窓口運営を継続します。

多職種研修会は、テーマによって参加する職種に偏りが出してしまうことが課題です。参加職種の偏りが出ないように参加者の確保に工夫し、更なる顔の見える関係性づくり、多職種連携に関する知識向上を目指し、継続的に研修会を開催します。

3. 住民啓発の推進

高齢者の子ども世代等幅広い年齢層への啓発が出来ていないのが課題です。

今後も、終活支援ノート、ACPパンフレット、寸劇DVDを活用し、住民啓発学習会を継続開催します。また、医療・介護関係者に対しても継続してACP周知研修を実施します。

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

医療・介護とも報酬算定要件として様々な情報収集、様式が散在しており、それぞれの職種・機関が必要とする情報の共有が難しい現状があります。

可能な限り情報の共有を簡素化、システム化し、関係者間の連携をスムーズにしていくな必要があります。今年度は、入退院時のケアマネジャーと病院の連携・情報共有の手引きの策定・運用開始、入院時のケアマネジャーからの情報提供書の様式の改編・運用開始を目指します。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0202 包括的な支援体制の構築
----	------------------

現状と課題

- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。
- 医療や介護、司法等の専門職が連携した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援、介護支援専門員への個別指導や相談対応、支援困難ケースへの指導・助言の取組みを強化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図る必要があります。
- 地域の共助によって、高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりが求められています。

第7期における具体的な取組

1. 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組めます。

2. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化に取り組めます。

3. 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組めます。

4. 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保に取り組めます。

目標（事業内容、指標等）

1. 包括的支援事業の推進

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

2. 地域包括支援センターの機能強化

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 地域ケア会議の推進

①地域ケア会議の開催

	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
開催箇所数 [目標]	—	3	5	6
[実績]	1	2		

4. 災害時の支援体制づくり

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

（実績評価）

実施内容

1. 包括的支援事業の推進

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントに取り組みました。

2. 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、国の制度や先進事例の調査研究に取り組みました。
- 地域包括支援センターへの介護保険サービス利用などの取次窓口業務を委託していた「地域介護支援センター」を見直して、平成30年11月に地域福祉相談センター（23ヶ所）を開設し、様々な福祉に係る問題を身近なところで気軽に相談できる体

制の充実を図りました。

3. 地域ケア会議の推進

① 自立支援型地域ケア会議の開催

(1) 鳥取東健康福祉センター地域ケア会議

[開催時期] 平成30年6月から毎月第3火曜日（年9回 ※3月は除く）

[開催時間] 90分

[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間18事例）

(2) 鳥取南地域包括支援センター地域ケア会議

[開催時期] 平成30年5月から3ヶ月に1回開催（年4回）

[開催時間] 60分

[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間8事例）

4. 災害時の支援体制づくり

避難行動に支援を要する方の情報を地域の支援者や自治会、自主防災会、民生委員に提供し、災害時に要支援者の避難行動を支援する体制づくりを行いました。

[避難行動要支援者支援制度 登録者数] 6,108人

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

3. 地域ケア会議の推進

開催箇所数は目標を下回ったが、前年度を上回りました。

（目標3ヶ所／実績2ヶ所、参考：H29年度実績1ヶ所）

課題と今後の取組

1. 包括的支援事業の推進

- 各センターとも、区域内の人口・面積が過大で、地域の福祉関係者との関係づくりや連携した取組みが困難となっています。
- 市職員の定期的な異動や、出向職員の出向元法人への帰任等により、経験の蓄積や長期的な視点に立った取組みが困難となっています。
- 専門職1人当たりのケース担当件数が増大する中で、出向職員の増員は困難な状況となっています。
- 次年度は、包括的支援事業の適切な実施の確保に向けて、地域包括支援センターの再編・拡充についての調査検討を進めます。（以下2のとおり）

2. 地域包括支援センターの機能強化

- 国の制度や先進事例の調査研究の結果を踏まえ、次年度は、地域の福祉事業者との協働運営について調査検討を行うため、試験的に鳥取南地域包括支援センターの運営委託に取り組みます。

<再編・拡充（試案）>

基幹型センター（市直営）1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

地域密着型センター（社会福祉法人に委託）10ヶ所程度

地域の実情と高齢者人口6千人を目役（国基準）に再編し、地域密着型の充実を図る。
社会福祉法人等に委託して（現在の5ヶ所⇒）10ヶ所程度まで増設する。

3. 地域ケア会議の推進


- 本市の地域包括支援センター5ヶ所での開催を目標に取り組んでいます。
- 平成30年度は、前年度開始した鳥取東に加え、新たに鳥取南及び鳥取西の計3ヶ所で開催するよう計画しましたが、このうち鳥取西についてはセンター職員の不足により開催できず、結果2ヶ所での開催となり、目標を達成できませんでした。
- 次年度は、現在未実施の鳥取中央、鳥取こやま、鳥取西で、事務負担に配慮した「簡素な地域ケア会議」を開催し、経験を積みながら、令和2年度以降の本格開催を目指して取り組みます。

4. 災害時の支援体制づくり

- 避難行動要支援者支援制度をより一層市民に周知し、登録者数の拡大に取り組めます。
- 登録制度を形骸化させないため、日頃からの要支援者に対する見守り活動を推進するなど、信頼関係の構築を進めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0203 介護サービスの充実

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の居宅サービスが適切に提供されることが必要です。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の確保が必要です。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスの計画的な整備が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 居宅サービスの充実

参入予定事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。また、既存の事業所に対しては、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保を推進します。

2. 地域密着型サービスの充実

参入予定事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。

3. 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進します。

4. 介護サービス見込み量の確保

市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対しては、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供します。また、既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を提供します。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

（実績評価）

実施内容

1. 居宅サービスの充実

- 参入を計画している事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を積極的に提供しました。
- 既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

2. 地域密着型サービスの充実

- 現在未整備の看護小規模多機能型居宅介護について、平成31年1月に事業者向け説明会を開催し、指定基準や整備に係る補助制度等について説明を行いました。
- 参入を計画している事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を積極的に提供し、開設への支援を行いました。

3. 施設・居住系サービスの充実

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、グループホームについて1事業者を指定予定事業者として選定しました。

<計画における整備数>

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	1ユニット（定員9人）	1事業者
C 圏域	江山中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし
D 圏域	湖南学園中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし
F 圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・西・福部中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
E 圏域	河原・用瀬・佐治中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
F 圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし

- 応募のなかった圏域については、再度公募を行い、計画期間中の整備を目指します。
- 介護医療院への転換を計画している事業者に対して、各種情報提供を行い、転換を支援しました。

4. 介護サービス見込み量の確保

- 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者からの求めに応じて、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供できるよう具備しました。
- 既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 居宅サービスの充実／2. 地域密着型サービスの充実

引き続き事業者の経営判断に資する情報や法令順守やサービス向上に関する情報等を積極的に提供し、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

3. 施設・居住系サービスの充実

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、応募のない圏域が3つありました。また地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、公募した3圏域すべて応募がありませんでした。事業者が応募されない理由について調査し、公募方法の再検討を行うなど、計画期間内の整備量の確保に向けて取り組みます。

4. 介護サービス見込み量の確保

介護サービスのモニタリング調査（介護サービス事業所調査、高齢者居住施設調査）を実施し、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、事業者へ情報提供を行うなどして、サービスの見込み量の確保に努めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0204 介護保険事業の適正な運営
----	-------------------

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれています。
- 介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

第7期における具体的な取組

- 1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進**
 「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。
- 2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督**
 介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施します。
- 3. 介護サービスの質の確保及び向上**
 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、介護相談員の派遣を推進します。

目標（事業内容、指標等）

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進				
①要介護認定の適正化				
(H29) (H30) (H31) (H32)				
認定調査票の点検（件）[目標]	-	10,998	11,079	11,217
[実績]	10,566	9,821		
(H29) (H30) (H31) (H32)				
更新・変更認定の訪問調査（直営）（件）[目標]	-	350	375	400
[実績]	218	273		
②ケアプラン点検				
(H29) (H30) (H31) (H32)				
点検事業所数 [目標]	-	60	60	60
[実績]	17	57		
点検件数 [目標]	-	400	400	400
[実績]	208	295		
③住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査				
(H29) (H30) (H31) (H32)				
住宅改修執行状況の確認（件）[目標]	-	5	5	5
[実績]	0	1		
福祉用具購入・貸与調査（回）[目標]	-	2	2	2
[実績]	0	1		

④縦覧点検及び医療費突合

	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
縦覧点検（件） [目標]	－	2,200	2,200	2,200
[実績]	2,192	2,366		
医療費突合（件） [目標]	－	13,500	13,500	13,500
[実績]	13,445	20,002		

⑤介護給付費通知

	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
介護給付費通知（回） [目標]	－	3	3	3
[実績]	3	3		

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 介護サービスの質の確保及び向上

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

（実績評価）

実施内容

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

- ① 要介護認定の適正化
 - ・認定調査票の点検 実績：9,821 件
 - ・更新・変更認定の訪問調査（直営） 実績：273 件
- ② ケアプラン点検
 - ・ケアプラン点検
 - 点検事業所数：57（居宅介護支援事業所）
 - 点検数：295

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

- ・住宅改修執行状況の確認 実績：1件
- ・福祉用具購入・貸与調査 実績：1回

④ 縦覧点検及び医療費突合

- ・縦覧点検 実績：2,366件
- ・医療費突合 実績：20,002件

⑤ 介護給付費通知

- ・介護給付費通知 実績：3回（4月に1回のペース）

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- ・集団指導 実績：3回（うち1回は県との合同開催）
- ・実地指導 実績：157件
- ・業務管理体制の一般検査 実績：64件

3. 介護サービスの質の確保及び向上

① 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

介護サービス利用者や介護支援専門員などの専門職員からの問い合わせ等に対して、適宜、介護サービス情報の公表制度及び福祉サービス第三者評価制度の周知を図りました。

② 運営推進会議の適切な運営の確保

地域密着型サービス事業者に対して、新規指定申請時や集団指導、実地指導において、運営推進会議の適切な実施が図られるよう指導・助言を行いました。その結果、ほとんどの事業者が適切に運営推進会議を開催していますが、一部に、定められた回数を実施していない事業者がありました。

③ 介護相談員の派遣の推進

平成30年度の介護相談員の派遣実績は以下のとおりです。

相談員：12名 事業所数：49事業所 派遣回数（延べ）：1,207回

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

① 要介護認定の適正化

○ 認定調査票の点検

認定の有効期間が延長された（最大2年→3年）影響で、申請件数が減少し、点検件数が目標を下回りました。

（目標 10,998件／実績 9,821件、参考：H29年度実績 10,566件）

○ 更新・変更認定の訪問調査（直営）

ベテランの調査員（嘱託職員）が年度途中で退職したため、調査件数が減少し目標を下回りましたが、前年度の実績は上回りました。

（目標 350件／実績 273件、参考：H29年度実績 218件）

② ケアプラン点検

介護支援専門員一人当たりのケアプラン点検件数を絞り、また個々のプランについて精査したため、点検事業所数、点検件数とも目標を下回りました。

○ 点検事業所数

(目標 60 件／実績 57 件、参考：H29 年度実績 17 件)

- 点検件数

(目標 400 件／実績 295 件、参考：H29 年度実績 208 件)

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

他の業務が多忙であったため、目標数の調査を実施することができませんでした。

- 住宅改修執行状況の確認

(目標 5 件／実績 1 件、参考：H29 年度実績 0 件)

- 福祉用具購入・貸与調査

(目標 2 件／実績 1 件、参考：H29 年度実績 0 件)

④ 縦覧点検及び医療費突合

縦覧点検・医療費突合とも、目標を上回りました。

- 縦覧点検

(目標 2,200 件／実績 2,366 件、参考：H29 年度実績 2,192 件)

- 縦覧点検

(目標 13,500 件／実績 20,002 件、参考：H29 年度実績 13,445 件)

⑤ 介護給付費通知

介護給付費通知を年 3 回発送し、通知回数は目標通りとなりました。

(目標 3 回／実績 3 回、参考：H29 年度実績 3 回)

課題と今後の取組

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

① 要介護認定の適正化

- 更新・変更認定の訪問調査は、調査員の年度途中の退職により目標件数には届きませんでした。次年度は職員を補充して実施体制を整え、目標値達成に取り組みます。

② ケアプラン点検

- 介護支援専門員一人当たりの点検件数を絞り、また個々のプランについて精査したため目標数に及びませんでした。次年度は効率的な点検を意識し、点検数を伸ばしていきます。
- ケアプラン点検を開始してから 6 年が経過し、市内の居宅介護支援事業所を 2 巡しました。介護支援専門員に適切なケアマネジメントに対する意識の浸透が感じられます。次年度以降も継続的な点検を実施することにより、意識の継続、介護支援専門員のさらなる資質向上を目指し、点検・指導に取り組みます。

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

- 他の業務との兼ね合いで調査着手が遅れ、目標を達成できませんでした。
- 次年度は、リハビリ専門職が計画・申請の段階から関与してもらい点検するといった仕組みを検討します。また、事後の点検においても同様にリハビリ専門職の関与する仕組みを検討します。

④ 縦覧点検及び医療費突合

- 点検・突合の結果をもとに、事業所と過誤のやり取りをする中で、事業所側の制度理解に課題があることが判明しました。一方で、こうしたやり取りの中で事業所

側の制度に対する理解も向上し、給付の適正化にもつながってきているように感じられます。

- 次年度も、引き続き事業所との丁寧なやり取りを通じて、給付の適正化に取り組んでいきます。(国保連委託業務)

⑤ 介護給付費通知

- 計画どおり、介護給付費通知を年3回発送できました。
- 次年度も、同様の頻度で介護給付費通知を発送します。

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- 実地指導については、近年、事業所が増加傾向にある中、実施率を維持していくことが課題です。
- そのため、国の「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の内容等を踏まえ、実地指導のさらなる効率化について検討していきます。

3. 介護サービスの質の確保及び向上

① 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

介護サービス情報の公表制度及び福祉サービス第三者評価事業の認知度を高め、利用者の適切なサービス選択に資する情報収集のための積極的な活用が図られるよう、様々な機会を通じて本制度の積極的な周知に努めます。

② 運営推進会議の適切な運営の確保

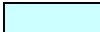
運営推進会議が適切に実施されるよう、今後も集団指導や実地指導などの機会を捉えて、適宜、地域密着型サービス事業者に対する指導・助言を行います。

③ 介護相談員の派遣の推進

介護相談員の派遣については、相談員の活動の休止・退職、訪問事業所の増加により1人当たりの訪問事業所数が増え、相談員の負担が増加しています。また、公募しても応募が少なく、退職者の補充も課題です。介護相談員を確保するため、派遣事業の意義等について市民への広報に取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0205 認知症施策の推進

現状と課題

- 認知症が原因で、外出して自宅に戻れなくなり、警察等に保護される人が増加しています。
- 地域や家族からも孤立して、適切な支援を受けられていない状態で発見され、地域包括支援センターが対応するケースが増えています。
- 医療や介護のサービス利用を拒否したり、セルフネグレクト（自己放任）となっている人やその家族に、適切な支援を行う必要があります。
- 認知症の当事者やその家族の立場に立った適切な支援が必要です。
- 認知症の当事者やその家族が安心して気軽に相談できる仕組みが必要です。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを市民や医療・介護関係者に周知する必要があります。
- 若年性認知症の人は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題を抱えています。

第7期における具体的な取組

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及に取り組みます。

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施に取り組みます。

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催に取り組みます。

4. 若年性認知症の支援

若年性認知症の人やその家族の生活や就労支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。また、市民に若年性認知症に対する理解を深めていただくよう情報提供に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度 平成30年度

(実績評価)

実施内容

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

① 認知症サポーター養成講座

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度
認知症サポーター養成講座	回	46	43	45
年度受講者	人	946	1048	1,140
延べ受講者	人	15,425	16,473	17,613
キャラバン・メイト	人	209	160	184
新規登録	人	30	27	23
登録廃止	人	-	49	-

② 認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及]

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度
安心見守り登録事業登録者	人	41	66	115
新規登録	人	27	41	57
登録廃止	人	7	8	10

③ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及]

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度
ご近所見守り応援団協力店	件	11	33	43
新規登録	件	11	22	10
登録廃止	件	0	0	0

④ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
利用助成	件	3	2	2

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

① 認知症地域支援推進員の設置

認知症地域支援推進員を設置し、認知症カフェの運営指導・支援や本人・家族への相談支援を行いました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
認知症地域支援推進員	人	1	2	2
認知症カフェへの支援	箇所	7	8	9
相談・支援件数	延べ件数	214	212	251

② 認知症カフェの支援（運営補助金）

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
認知症カフェへの助成	箇所	3	2	3

③ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
やすらぎ支援員登録者数	人	73	74	68
新規登録	人	0	8	0
登録廃止	人	16	7	6
利用者数				
実利用者	人	27	20	19
延べ利用者	人	225	148	137

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

① 認知症初期集中支援チームの活動

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
認知症初期集中支援チーム	チーム数	1	2	2
支援件数	件	5	13	15

② 認知症ケアパスの普及

「認知症安心ガイドブック」を地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、居宅介護支援事業所へ配布し、相談支援に用いました。

③ 認知症予防教室の開催

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
脳いきいき教室	回	6	24	11
参加者	延べ人数	82	330	153

4. 若年性認知症の支援

認知症の当事者同士が自分たちの悩みや希望していることを話し合う「本人ミーティング」に参加し、認知症の当事者の思いを伺い、今後の取り組みの参考にするとともに、本人ミーティングの安定的な開催を確保するため、県と連携して支援体制を構築しました。

区 分	単 位	H28 年度	H29 年度	H30 年度
本人ミーティングへの参加	回	—	—	6

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

① 認知症サポーター養成講座の開催

- 認知症サポーター養成の目的は「市民が認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場等で認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援団になっていただき、認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを図ること」と考えています。
- 一人でも多くの市民が認知症サポーターになっていただくことが最も大切と考えていますが、一方で、意欲ある認知症サポーターの方には、認知症カフェの運営や見守活動等を行う地域のリーダーとしての活躍も期待しており、そのため認知症サポーターのステップアップ講座として「認知症を学ぶ会」の開催等、意欲のある方が具体的な活動につながるよう取組を進めます。
- 養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の登録者の多くは医療や介護事業者の職員等であり、仕事の都合等により平日活動できる方が少ないといった課題があります。
- 医療や介護事業者の中には、地域貢献活動の一環として福祉の出前講座を実施しているところもあり、次年度以降、キャラバン・メイトが在籍している事業者に「認知症サポーター養成講座」に取り組んでいただけるよう働きかけを進めます。

② 認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及

- 認知症により行方不明となり、警察に保護される高齢者等が増加しています。
 <認知症かその疑いが原因で行方不明になり警察に届出があった人数>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鳥取県内	24 人	46 人	46 人
- 認知症高齢者等は今後も増加が見込まれ、それに伴い行方不明者が増加することが心配されるため、次年度以降も登録事業の周知を図り、万が一、行方不明となった場合でも早期発見につながるよう取り組むとともに、定期的に警察と情報交換を行い、迅速な捜索につながるよう連携強化に取り組めます。
- また、警察での保護は、法令上、原則 24 時間以内とされており、もし家族等が

見つからない場合は、公的機関に引き継ぐこととされています。本市においては、これまでそのような事態は生じていませんが、万が一の場合にそなえて、関係機関に相談しながら対応方法について検討を進めます。

③ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及

- 協力店は、認知症の人の日頃の見守りや、行方不明になった場合の早期発見への協力などを通じ、地域における認知症の見守りネットワークの一翼を担っています。
- 現在、協力店には医療や介護事業所に多く登録いただいておりますが、一方で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、商店、交通機関、宅配事業者などの高齢者が日常生活で利用する機会の多い事業所の登録拡大に課題があり、今後、認知症サポーター養成講座の開催等により機運を高めながら、登録拡大に向けて取り組みます。
- そのほか、地域で事業を営む事業者と県、市町村が協定を結び、事業者が住民の日常生活の異常等を発見した場合に、市町村に通報する仕組みである「鳥取県中山間集落見守り活動支援事業」もあり、これらの関連事業も併せて取り組み、認知症の見守りネットワークの充実を図っていきます。

④ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援

- 認知症により行方不明となり、警察に保護される高齢者等が増加しています。(上記②再掲)
- 今後も「認知症高齢者等安心見守り登録事業」の普及活動に併せて位置検索システムの支援助成事業を紹介し、その普及を図ることで、認知症高齢者等が、万が一、行方不明となった場合の早期発見や家族介護者の負担軽減に取り組みます。

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

① 認知症地域支援推進員の設置

- 広大な市域を2名で担当しているため、市域の隅々に活動を広げていく際に、推進員の負担が大きくなり過ぎることが課題です。
- また、認知症の人の支援の仕組づくりを地域で進める際に、地域ごとに事情が異なる場合も多く、地域の事情に明るい方の協力や支援も必要となっています。
- 次年度以降、地域包括支援センターなど、より地域に密着した形での設置と増員について検討を進めます。

② 認知症カフェの支援

- 認知症カフェは、認知症の人やそのご家族、あるいは支援者の集いの場として、また気軽に相談したり情報交換できる場として、大変有効な取り組みです。
- 現在、地域支援事業で支援又は関与している認知症カフェは8ヶ所ですが、一方で、子ども食堂を更に発展させ、「地域食堂」(認知症の人やその家族、生活困窮、引きこもりなど多様な生活課題を抱えた住民の居場所)とする取り組みも進められているところです。

○ 今後は地域食堂の運営主体に相談しながら、地域食堂に認知症カフェの機能を備えていただけるよう働きかけを進めます。

③ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

○ 認知症の人は今後も増加することが見込まれていますが、一方で、認知症高齢者等の見守りや話し相手として派遣する「やすらぎ支援員」は、家族介護者等の負担軽減に重要な役割を果たしていますが、支援員の登録者は減少傾向にあり、また実働の支援員は1割程度という状況です。

○ 次年度以降も、福祉研修会の開催に併せて、参加者に支援員への登録を働きかけるとともに、現任者フォローアップ研修や支援員連絡会を通じて、実働の支援員の増加に取り組みます。

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

① 認知症初期集中支援チームの活動

○ 支援チームが関与することで、早期に認知症の鑑別診断につなげ、その後の生活の立て直しがスムーズに進んだり、ご家族等が認知症の介護で行き詰っている場合の突破口となるなど、大きな成果をあげています。

○ その一方で、支援の効果についての情報が関係機関に十分に浸透していないことや、関係機関との日々の業務連携に課題があり、関係機関が関わっている支援対象者がスムーズに支援チームにつながっていない状況があります。

○ また、現在2チームで全市域を担当していますが、活動区域が広すぎるため、支援対象者の把握や迅速な支援活動を行う体制に課題があります。

○ 次年度以降、認知症地域支援推進員の増員配置と連動させながら、認知症初期集中支援チームの拡充について検討を進めます。

② 認知症ケアパスの普及

○ 認知症の状態に応じた適切なケアの流れをまとめた本市の認知症ケアパス「認知症安心ガイドブック」を地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、介護事業所等へ配布し、相談支援に活用しています。

○ 現在の認知症ケアパスについて関係機関からご意見を伺いながら、次期改定の際に内容をより充実させ、効果的な相談支援に活用いただけるよう、検討を進めます。

③ 認知症予防教室の開催

○ 地域包括支援センターが実施主体となり、老人クラブやサロン等の対象に、「脳いきいき教室」として3ヵ月（6回コース）で開催してきましたが、開催回数に限度があり、また参加者も限られるため、より多くの方に普及啓発する仕組みとして課題があります。

○ 次年度は現在の実施方法を改め、介護予防出前講座の拡充により対応します。

4. 若年性認知症の支援


○ 若年性認知症の方は、就労や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題も抱えて

います。

- その支援の検討に当たっては、当事者が「何に困っているのか」「何を必要としているのか」、あるいは「暮らしやすい地域の在り方についてどのように考えておられるのか」を把握することが不可欠です。
- 今後も「鳥取県若年性認知症サポートセンター」との連携や、認知症の当事者同士が主になって自分たちの悩みや希望していることを話し合う「本人ミーティング」等を通じて、当事者の思いの把握に努め、本市の施策に反映させていきます。
- また、次年度は、認知症の当事者が相談員となり、認知症と診断された方の相談を受ける本市独自の相談窓口を設置し、若年性認知症を含む認知症の相談支援体制の充実強化に取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策

0206 生活支援サービスの充実

現状と課題

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくりが求められています。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置、鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）の開催、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）サービス、配食サービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催など家族介護者を支援するサービスを提供します。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容

1. 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員が、地域に出向いて、地域で取組まれている様々な活動（地域にあるサービスやその担い手等）や日常生活上の困りごとの把握、取り組みの充実や課題解決等について地域の福祉関係者と一緒に検討したり、地域福祉の充実に向けて定期的に集まって話し合う場（第2層協議体）の設置に向けて取り組みました。

(集計時：年度末)

区 分		単 位	H28年度	H29年度	H30年度
地域支え合い推進員		配置数	4	7	8
	地域での情報交換等活動	回	174	146	280
	地域訪問活動（サロン等）	箇所	62	351	385
協議体					
第1層		箇所	1	1	1
第2層	設置済	箇所	-	-	6
	協議中	箇所	41	41	35

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

高齢者が安心して在宅での生活が送れるよう、また家族介護者を支援するため、各種サービスの提供に取り組みました。

(集計時：年度末)

区 分	サービス名	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	
在 宅 福 祉 サ ー ビ ス	生活管理指導員派遣サービス	延べ利用者数	65	32	6	
	安心ホットラインサービス	設置台数	411	378	348	
	福祉電話設置援助サービス	貸与数	40	53	51	
	寝具丸洗い消毒サービス	利用者数	34	37	35	
	日常生活用具購入助成サービス	助成件数	8	8	2	
	ファミリ・ホム・ト・センタ-（生活援助型）	依頼会員 （実働）		866 (318)	825 (359)	834 (342)
		協力会員 （実働）		498 (136)	485 (126)	479 (106)
	配食サービス	月平均利用者数	82	69	63	
	生活管理指導短期宿泊サービス	利用者数	7	2	5	
	軽度家事援助サービス	延べ利用	25	27	53	

		者数			
	はり、灸、マッサージ施術費助成	利用者数	333	298	257
家族介護者支援サービス	家族介護用品購入費助成	利用者数	110	107	111
	家族介護慰労金支給	支給件数	3	7	3
	家族介護者交流支援	参加者数	74	91	99
	家族介護教室	参加者数	75	95	93

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 生活支援体制の充実

- 地域支え合い推進員は、地域に出向いて精力的に活動していますが、中には深く関わることができない地区もあり、手探りで取組みを進めています。
- 生活支援体制の充実には、地域支え合い推進員の活動に加えて、地域活動に携わる福祉人材の充実や、地区で活動する団体間の連携強化も重要であり、平成30年度に作成した「鳥取市地域福祉推進計画」の施策においても取組みを進めます。
- さらに、地域にすでにある話し合いの場を把握し、そこに関わりながら、具体的な福祉活動につなげることができるよう取り組みます。
- 地域支え合い推進員による「移動支援研究チーム」「空き家活用研究チーム」「生活支援サービス研究チーム」を設置し、地域課題に応じて具体的な解決策を提案できるよう、調査研究に取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

- 訪問介護事業所は職員確保に大変苦勞されており、また事業所数も減少するなど、本市の在宅生活の支援サービスは大きな課題を抱えています。
- そのような中で、ファミリー・サポート・センター（生活援助型）は、会員同士をマッチングして軽度な生活支援を有償ボランティアで提供する仕組みとして、その需要は益々高まっていますが、支援を依頼する会員の増加に対して、協力する会員の確保が追い付いていない状況となっています。
- 運営を委託している市社会福祉協議会と連携して、課題整理を行い、協力会員の増加に向けて取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0207 権利擁護施策の推進
----	----------------

現状と課題

- 高齢化の進行とともに、認知症等により判断能力が不十分な人が増加しています。
- 法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断を補い、その人の生命や財産を養護する体制の充実が求められています。
- 高齢者虐待の早期発見や、関係機関が連携した早期対応により、高齢者の安全を確保する体制の充実が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見人制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組みます。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置に取り組みます。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

（実績評価）

実施内容

1. 成年後見制度の利用促進

- 県、東部4町とも連携して、とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援を行いました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
センター運営実績				
延べ相談件数	件	1,236	1,399	1,555
法人後見受任件数	件	31	35	47

- 成年後見人制度利用支援事業及び市長による法定後見の開始の審判の申立てを実施しました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
成年後見制度利用支援事業実績				
申立費用助成	件	26	23	29
後見人等報酬助成	件	30	37	60
市長申立	件	23	19	24

2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

国からの情報提供等を基に、他自治体の策定状況等の確認を行いました。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心に養介護施設従事者等による虐待の通報、養護者による虐待の通報等について対応し、必要に応じて短期宿泊による虐待者との分離・保護を行いました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度
高齢者虐待対応実績				
養介護施設従事者等による虐待の通報への対応	件	5	4	8
養護者による虐待の通報等への対応	件	46	51	60
短期宿泊等による分離・保護	件	2	5	5

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 成年後見制度の利用促進

- 平成27年度より市民後見人養成講座を開催しているが、近年受講者数伸び悩み、平成30年度を受講修了者数は13人でした。平成30年度末時点で市民後見人受任件数は4件ですが、市民後見人候補者名簿登録者は全員、後見人等を受任しているため、さらなる候補者育成が必要です。
- 次年度以降も、とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見人制度利用支援事業、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組み、成年後見制度の利用を促進します。
- さらに、適切な後見人候補者の選定を行う場として、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任団体で構成される「受任調整会議」の設置に向けて取り組みます。


2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定


次年度以降、本市計画の策定と、地域連携ネットワークの「中核機関設置」に取り組みます。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

次年度以降も、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、介護事業者への啓発、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0301 状況に応じた施設・住まいの確保
現状と課題	
<p>○ 高齢者の状態に応じた多様な施設・居住系サービスの提供することで、介護が必要な高齢者が必要に応じて住まいを選択できる環境づくりが必要です。</p> <p>○ 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保が必要です。</p> <p>○ 高齢者が在宅での生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備が必要です。</p>	
第7期における具体的な取組	
<p>1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）</p> <p>様々なサービスを利用して在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進します。</p> <p>※「タイトル：介護サービスの充実」「第7期における具体的な取組：施設・居住系サービスの充実」を参照</p> <p>2. 多様な高齢者向け住宅の確保</p> <p>養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等に取り組みます。</p> <p>3. 安全・安心な居住環境の確保</p> <p>住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援に取り組みます。</p>	
目標（事業内容、指標等）	
<p>※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>	
目標の評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ 	

● 評価の方法

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容

1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、グループホームについて1事業者を指定予定事業者として選定しました。

<計画における整備数>

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	1ユニット（定員9人）	1事業者
C圏域	江山中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし
D圏域	湖南学園中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A圏域	北・西・福部中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし
E圏域	河原・用瀬・佐治中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット（定員9人）	応募なし

- 応募のなかった圏域については、再度公募を行い、計画期間中の整備を目指しています。
- 介護医療院への転換を計画している事業者に対して、各種情報提供を行い、転換を支援しました。

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公

営住宅（シルバーハウジング）について、適切に運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応しました。

- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、必要に応じて事業者からの相談に対応し、適正な運営を支援しました。また、事業者からの新規設置の相談に対応しました。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては集団指導を実施し、サービスの質の確保に努めました。

【市内施設の定員】

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度
養護老人ホーム	人	90	90	90
生活支援ハウス	人	50	50	50
いなば幸朋苑	人	20	20	20
高草あすなろ	人	20	20	20
青谷	人	10	10	10
軽費老人ホーム	人	280	280	280
サービス付き高齢者向け住宅	人	302	479	479
有料老人ホーム	人	849	940	973
高齢者向け公営住宅	人	50	50	50
湖山団地	人	18	18	18
賀露団地	人	8	8	8
大森団地	人	3	3	3
材木団地	人	10	10	10
湯所団地	人	11	11	11

3. 安全・安心な居住環境の確保

高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう、身体機能に応じた居住環境整備に取り組みました。

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度
介護保険住宅改修	件	764	699	710
住宅改修	件	429	409	405
介護予防	件	335	290	305
高齢者居住環境整備事業	件	3	5	7
住宅改修指導事業	件	3	6	7
住宅改修申請等支援事業	件	139	40	33

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、応募のない圏域が3つありました。
- また地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、公募した3圏域すべて応募がありませんでした。
- 事業者が応募されない理由について調査し、公募方法の再検討を行うなど、計画期間内の整備量の確保に向けて取り組めます。

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応していきます。
- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、事業者からの相談に対応し、適切な運営を支援します。また、新規設置の相談に対応し、サービス量の拡充に取り組めます。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては集団指導を実施し、サービスの質の確保に取り組めます。

3. 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援により、高齢者の居住環境整備の支援に取り組めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0302 高齢者の住まいに関する相談体制の充実
----	-------------------------

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。
- 高齢者が、住まいについて安心して気軽に相談できる窓口が必要です。
- 高齢者の住まいに関する相談に対し、必要に応じて伴走型の支援を行うことが必要です。

第7期における具体的な取組

1. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組めます。

2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- ① 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- ② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組めます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	平成30年度
----	--------

(実績評価)

実施内容						
<p>1. 住宅確保要配慮者への支援 鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みました。</p> <p>2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進</p> <p>① 地域包括支援センター 高齢者からの住まいに関する様々な相談に対し、それぞれの置かれた状況に応じて適切に住宅改修等の提案や施設・居住系サービスなど新たな「住まい」の情報提供を行いました。</p> <p>② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） 住まいを確保することが困難な高齢者に対し、住まいの相談から民間賃貸住宅の情報提供、住まいが決まるまでの支援を実施してきました。さらに支援が必要な高齢者に対しては、フォローアップを継続的に行いました。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成30年度：相談者数（高齢者） 60人</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内、住まいに関する相談件数</td> <td style="text-align: right;">16件</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内、住まいを確保するまでの支援件数</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内、入居後も支援を継続している件数</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table>	内、住まいに関する相談件数	16件	内、住まいを確保するまでの支援件数	6件	内、入居後も支援を継続している件数	2件
内、住まいに関する相談件数	16件					
内、住まいを確保するまでの支援件数	6件					
内、入居後も支援を継続している件数	2件					
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）						
※指標（目標値）は定めていない。						
課題と今後の取組						
<p>1. 住宅確保要配慮者への支援 鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組めます。</p> <p>2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進</p> <p>① 地域包括支援センター 高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修の相談支援や、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう引き続き支援を行います。</p> <p>② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） 関係機関との連携やあんしん賃貸支援事業の活用などによって、保証人や緊急連絡先が確保できない高齢者、入居後のリスクが高い高齢者に対する支援体制の充実を図っていきます。</p>						

保険者機能強化推進交付金の指標に係る取組みの進捗状況について

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

項目	I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築									
	①地域の特徴把握	②圏域ごと人口	③2025年推計	④2025年重点施策	⑤介護予防効果の反映	⑥地域医療構想	⑦実績のモニタリング	⑧未達成目標の改善	小計	
配点	10	10	12	10	10	10	10	10	10	82
鳥取市	10	10	6	10	10	10	10	10	10	76
H30 【参考】鳥取県 内市町村平均点	6.84	10.00	6.00	8.95	2.11	4.74	8.16	3.16		49.95

項目	II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進								
	(1)地域密着型サービス	(2)介護支援専門員・介護サービス事業所	(3)地域包括支援センター	(4)在宅医療・介護連携	(5)認知症総合支援	(6)介護予防/日常生活支援	(7)生活支援体制の整備	(8)要介護状態の維持・改善の状況等	小計
配点	40	20	150	70	40	80	40	20	460
鳥取市	20	15	85	70	40	20	20	20	290
H30 【参考】鳥取県 内市町村平均点	8.42	10.53	93.41	57.89	26.84	38.42	28.96	11.58	276.05

項目	III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進							合計 (ア)	評価指標による 交付金配分額 (イ)
	(1)介護給付の適正化								
	①介護給付の適正化事業	②住民主体の通いの場への参加率	③医療情報との突合・縦覧点検	④福祉用具利用に係るリハ職の関与	⑤住宅改修利用に係るリハ職の関与	⑥給付実績を活用した適正化事業	(2)介護人材の確保	小計	
配点	10	10	10	10	10	10	10	70	612
鳥取市	10	10	10	0	0	0	10	40	406
H30 【参考】鳥取県 内市町村平均点	7.89	2.89	8.95	1.58	2.11	2.63	3.16	29.21	355.21
									鳥取市配分額 (千円)
									25,321
									鳥取県内市町村 平均配分額
									4,393

○平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価指標未達成項目一覧表

【凡例】 達成の目途

- …… 翌年度に達成可能
- △ …… 今後数年の間に達成の可能性あり
- × …… 現時点で達成の目途なし

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指標		達成状況	達成時の配点
③	右記の将来推計を実施しているか。	×	2点
	ウ 2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口	×	2点
	オ 2025年度における一人暮らし高齢者数	×	2点
	カ 2025年度に必要な介護人材の数	×	2点
【現状と課題、今後の取組】			達成の目途
現在はウ、オ、カについての将来推計はできていません。第8期介護保険事業計画の作成の中で推計について検討していきます。			△

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1) 地域密着型サービス

指標		達成状況	達成時の配点
②	地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。	×	10点
④	地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	×	10点
【現状と課題、今後の取組】			達成の目途
②	現在、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会（地域密着型サービス部会）において、地域密着型サービスの指定に係る報告、意見聴取を行っています。今後、本指標の対象となる「地域密着型サービスの整備を図るための保険者独自の取り組みの検討」が必要となった場合は、当該部会において検討を行います。		○
④	平成30年10月から、市の理学療法士、管理栄養士を事業所に派遣し指導を行っています。令和元年度は、市の専門職のほか、市内の事業所に勤務する専門職を派遣する仕組みを整備し、地域密着型通所介護を含め全サービス種別の事業所について、依頼に応じて派遣指導を実施する予定です。		○

(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

指標		達成状況	達成時の配点
①	<p>保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。</p> <p>【アかイのいずれかに該当する場合】</p>	×	10点
	<p>ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている。</p>	○	5点
【現状と課題、今後の取組】			達成の用途
<p>ケアマネジメントに関する保険者の基本方針は、毎年度、介護支援専門員に対する研修会で伝えていますが、現在のところガイドライン等の作成までは行っていません。今後、中央包括の基幹型センター化（専門職員の集約配置）と連動させながら検討していきます。</p>			△

(3) 地域包括支援センター

指標		達成状況	達成時の配点
＜地域包括支援センターの体制に関するもの＞			
①	<p>地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき3職種の配置を義務付けているか。</p>	×	10点
②	<p>地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下</p>	×	10点
⑤	<p>毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。</p> <p>【アかイのいずれかに該当する場合】</p>	×	10点
	<p>運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している。</p>	○	5点

【現状と課題、今後の取組】	達成の目途
① 3職種の配置については「鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例」で規定しているが、保険者機能強化推進交付金においては、この条例以外に直営の場合は組織規則等に規定、委託の場合は委託契約に明記されることが求められています。今後、運営委託する地域包括支援センターの契約書で3職種の配置義務を明記します。	△
② 平成30年4月末日時点の3職種一人当たり高齢者数は2,082人となっており、配点の要件を満たしていません。今後、地域包括支援センターの拡充を進めていく中で、3職種一人当たり高齢者数の減少を進めていきます。	△
⑤ 今後も引き続き、運営協議会へ地域包括支援センターの活動状況等を報告し、指摘された点について改善に努めていきます。	△

指標		達成状況	達成時の配点
＜ケアマネジメント支援に関するもの＞			
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	×	10点
【現状と課題、今後の取組】			
これまで介護支援専門員から受けた相談事例の一部について、地域包括支援センター支援システムにケース記録として登録していましたが、相談内容に応じた整理・分類機能が備わっておらず、また他の方法による整理・分類も行っていないため、現在、指標⑧に対応できていない状況となっています。本件は平成30年度から対応を開始しましたが、指標⑧の要件にある「経年的」とは「概ね3年程度」とされているため、指標を達成できるのは3年後となる見込です。			

指標		達成状況	達成時の配点
＜地域ケア会議に関するもの＞			
⑨	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	×	10点
⑩	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。（個別ケースの検討件数/受給者数） A 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件 以上（全保険者の上位3割） I 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件 以上（全保険者の上位5割）	×	10点
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> (注) これらの指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定する。 </div>			

⑭	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している。 イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言していない。	× ×	10 点 5 点
【現状と課題、今後の取組】				
⑨	5つの地域包括支援センターのうち、鳥取東と鳥取南の2つの地域包括支援センターで開催計画を作成し、地域ケア会議を開催していますが、他の3センターは対応できていない状況です。今後、地域包括支援センターの拡充と連動させながら、全ての地域包括支援センターでの地域ケア会議の開催に向けて検討していきます。			△
⑪	指標⑨への対応にあわせて検討件数の増加を進めていきます。			△
⑭	指標⑨への対応にあわせて、今後、個別事例から地域課題を明らかにするための地域ケア推進会議を開催し、解決すべき課題の整理を進めていきます。			△

(6) 介護予防/日常生活支援

指 標		達成状況	達成時の配点
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	×	10 点
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	×	10 点
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	×	10 点
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	×	10 点

⑤	<p>介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か（【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等）</p> <p>ア 通いの場への参加率が〇%（上位3割）</p> <p>イ 通いの場への参加率が〇%（上位5割）</p>	<p>(注) これらの指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定する。</p>	10点
⑥	<p>地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。</p>	<p>×</p>	10点
【現状と課題、今後の取組】			
①	<p>本市の総合事業は独自制作のパンフレットを活用し、各種機会を捉えて周知を行っています。指標①にある周知すべき「創設やその趣旨」には「当該市町村の現状や将来の姿、目指すべき地域像」が含まれることとされていますが、本市のパンフレットには記載がないため、今後、A型やC型サービスの創設時にパンフレットの内容を見直します。</p>	<p>○</p>	○
②	<p>第7期計画の作成時点では、多様なサービスは創設に向けて検討中であつたため、サービス見込み量等の具体的な内容を計画に記載できませんでした。本件は第8期計画の作成にあわせて記載方法を検討します。</p>	<p>△</p>	△
③	<p>現在、協議の場や検証の機会は設けていませんが、今後、A型やC型等の多様なサービスの創設や、一般介護予防事業評価事業の実施検討にあわせて、取り扱いを検討していきます。</p>	<p>△</p>	△
④	<p>現在、多様なサービスを開始していませんが、次年度、基準を緩和した通所介護サービス及び保健・医療専門職による訪問型・通所型の短期集中予防サービスを開始します。</p>	<p>○</p>	○
⑤	<p>一般介護予防事業による「ふれあい・いきいきサロン」への支援を通じて、参加率の向上を進めていきます。</p>	<p>△</p>	△
⑥	<p>現在、情報提供が十分にできていません。今後、地域包括支援センターの拡充（基幹型センター設置）と連動させながら、取扱いを検討していきます。</p>	<p>△</p>	△

(7) 生活支援体制の整備

指標		達成状況	達成時の配点
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	×	10点
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	×	10点
【現状と課題、今後の取組】			
③	市内の41地区協体の区域で協議体の設置を進めています。実際に設置できたのは6地区で、未設置が35地区という状況となっています。また設置済みの地区も資源開発に向けた具体的な取組は開始されていない状況です。引き続き地域支援合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動により、取組みを推進します。		△
④	上記③に同じ。		△

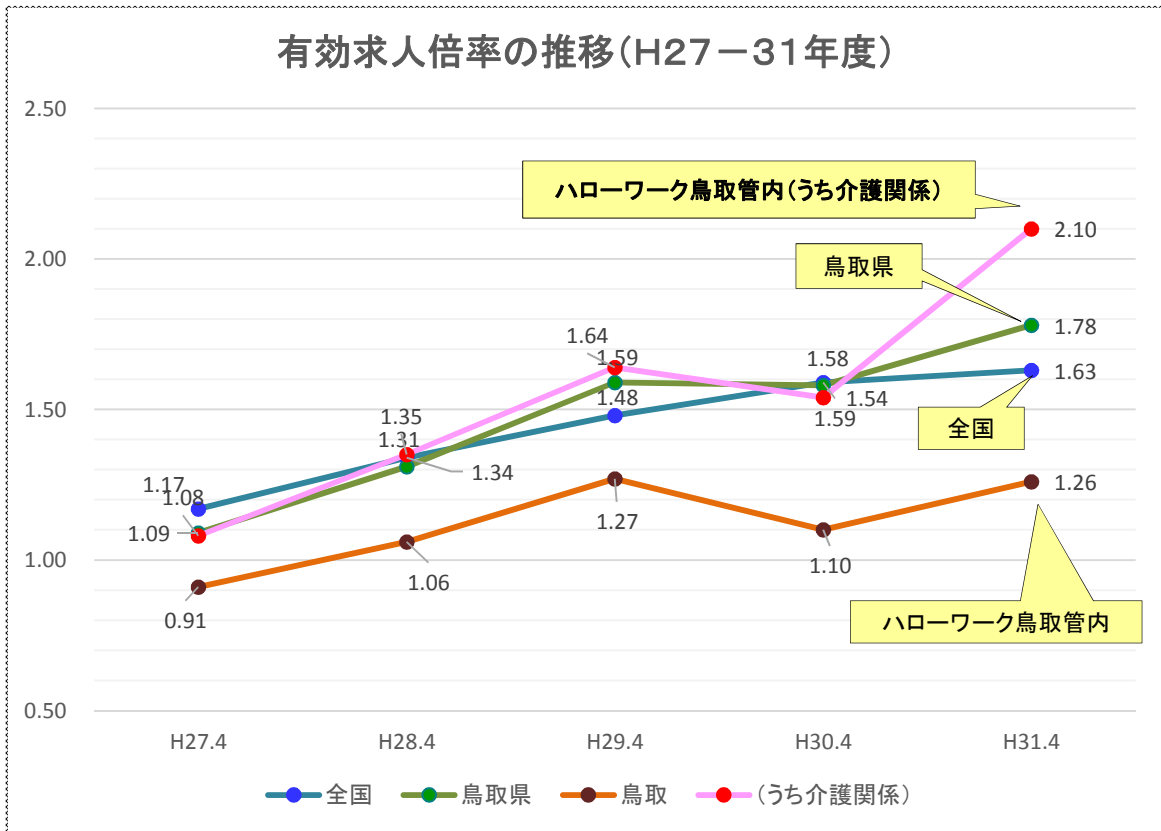
Ⅱ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1) 介護給付の適正化

指標		達成状況	達成時の配点
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 【いずれかに該当している場合に加点】	×	10点
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 【いずれかに該当している場合に加点】	×	10点
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	×	10点

【現状と課題、今後の取組】	達成の目途
<p>④ 現在、リハビリ専門職等が関与する仕組みはありませんが、今後、福祉用具貸与の計画段階（あるいは事後）に関与する仕組みの構築に向けて検討します。</p>	△
<p>⑤ 現在、リハビリ専門職等が関与する仕組みはありませんが、今後、住宅改修の計画段階（あるいは事後）に関与する仕組みの構築に向けて検討します。</p>	△
<p>⑥ 限られた職員で業務を実施しているため、他の業務との兼ね合いもあり、給付実績のデータを給付の適正化に活かさきれていません。給付実績の活用方法等について、国保連など関係機関に相談しながら対応を検討していきます。</p>	×

有効求人倍率の推移



区分		H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4
全国		1.17	1.34	1.48	1.59	1.63
鳥取県		1.09	1.31	1.59	1.58	1.78
鳥取		0.91	1.06	1.27	1.10	1.26
米子		1.08	1.37	1.60	1.82	1.92
倉吉		0.94	1.04	1.28	1.45	1.60
ハローワーク鳥取管内の内訳	正社員	0.51	0.58	0.69	0.63	0.83
	パート	1.22	1.45	1.62	1.28	1.41
	管理的職業	0.73	0.76	0.50	0.67	0.56
	専門的・技術的職業	1.60	1.61	1.82	1.55	2.00
	事務的職業	0.21	0.31	0.28	0.36	0.41
	販売の職業	1.31	1.50	1.63	1.75	2.34
	サービスの職業	1.61	1.85	2.21	2.00	2.41
	保安の職業	3.73	5.24	6.22	4.21	6.36
	農林漁業の職業	0.67	0.70	0.90	1.19	1.70
	生産工程の職業	0.67	0.64	1.04	1.14	1.20
	輸送・機械運転の職業	1.47	1.76	2.02	1.83	2.05
	建設・採掘の職業	1.09	1.26	1.75	1.66	2.94
	運搬・清掃・包装等の職業	0.35	0.47	0.68	0.53	0.62
	IT関連職業合計	1.01	1.58	1.99	1.76	1.69
	福祉関連職業合計	1.42	1.44	1.66	1.41	1.89
(うち介護関係)	1.08	1.35	1.64	1.54	2.10	

出典：経済・雇用戦略果資料(ハローワーク鳥取資料により作成)

平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

○ 介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成29年と平成30年を比較すると、10,850円の増となっている。

介護職員の平均給与額(月給・常勤の者)	平成30年9月	平成29年9月	差額
介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得した施設・事業所	300,970円	290,120円	10,850円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成29年と平成30年ともには籍している者の平均給与額を比較している。

※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)

※3 平均給与額は10円単位を四捨五入している。

給与等の引き上げの実施方法(複数回答)

給与等を改定して賃金水準を引き上げ(予定)	定期昇給を実施(予定)	手当の引き上げ・新設(予定)	賞与等の引き上げ・新設(予定)
21.1%	69.9%	31.3%	16.0%

※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況

加算(I)の届出が困難な理由(複数回答)	割合
職種間・事業所間の賃金バランスがとれなくなることを懸念されるため	44.4%
昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	37.2%
賃金管理を行うことが今後難しくなるため	21.4%

※ 加算(II)を取得している事業所の状況

加算(II)の届出が困難な理由(複数回答)	割合
キャリアパス要件I(賃金体系の整備)を満たすことが困難	62.1%
キャリアパス要件II(研修の実施)を満たすことが困難	42.6%
職場環境等要件(賃金引上げ以外の改善)を満たすことが困難	2.9%

※ 加算(III)～(V)を取得している事業所の状況

加算の届出をしない理由(複数回答)	割合
事務作業が煩雑	53.2%
利用者負担の発生	33.1%
対象の割約のため	25.8%

処遇改善加算の取得状況(加算の種類別)



平成30年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 平成30年10月
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 10,670施設・事業所
 - ・ 有効回答数 7,908施設・事業所（有効回答率：74.1%）
 - ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（平成29年9月と平成30年9月における給与）等

介護職員処遇改善加算について

- 加算の種類
 - 加算（Ⅰ）： 37,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合）
 - 加算（Ⅱ）： 27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合）
 - 加算（Ⅲ）： 15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）
 - 加算（Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）
 - 加算（Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たしていない場合）
 - 加算の算定要件
 - キャリアパス要件Ⅰ： 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系を定め、全ての介護職員に周知していること。
 - キャリアパス要件Ⅱ： 介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。
 - キャリアパス要件Ⅲ： 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。
 - 職場環境等要件： 職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての介護職員に周知していること。
- 例）事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化、こころの健康等の健康管理面の強化 等

7 福祉人材対策（平成37(2025)年に向けたグランドデザイン）

福祉人材に関しては、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉の分野において、介護現場等で働く専門職と地域で生活支援等に携わる人材があります。本欄での記載は、高齢者福祉分野を中心に、介護保険サービスに関するデータを掲載します。

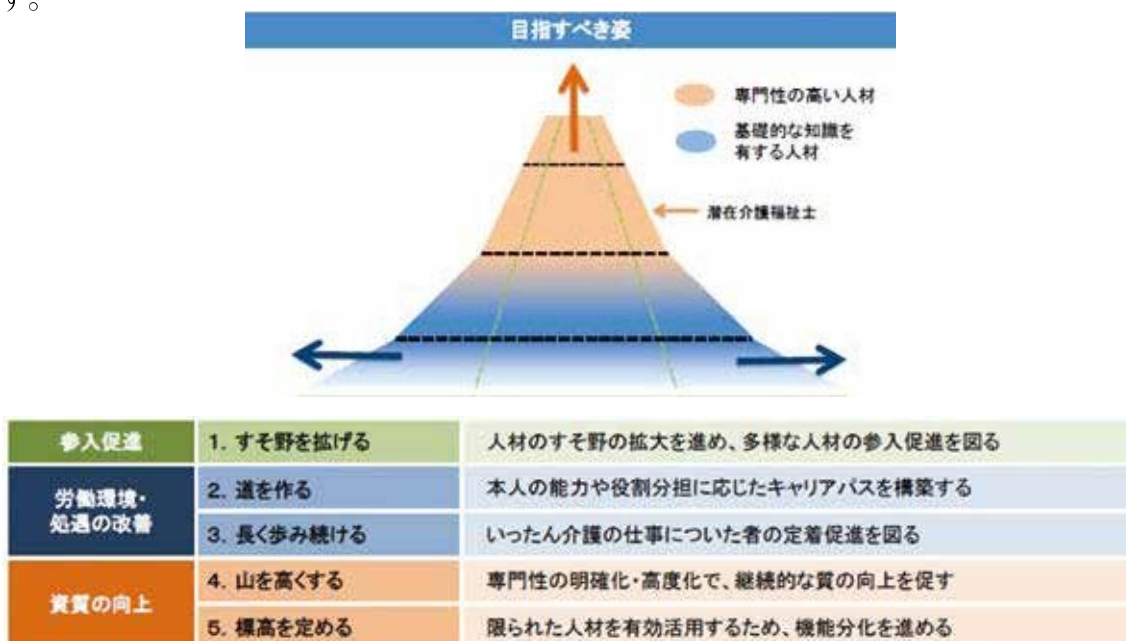
なお、医師、看護師や理学療法士などの医療職の人材確保は、まずは医療政策としての対策が主体となりますが、これらの医療職を福祉現場に誘導していくことに関しては、福祉人材対策として整理します。

今後、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、介護人材が不足していくことから介護人材の確保は、団塊の世代が後期高齢者になる平成37(2025)に向け、喫緊かつ社会的要請の強い課題です。介護・支援に携わる人材を社会全体として確保する取組を進めていかなければいけません。

そのためには、介護人材の量的確保とともに、役割分担や生産性の向上を進めることが重要であり、現在、国では「介護福祉士」を専門性の高い人材として位置付けるとともに、このほかの「研修等を修了し、一定の水準にある者」、「在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技能を有する者」等と人材層を大別し、機能分化が検討されています。なお、これら介護専門職には、専門分野のプロとして適正な評価・報酬が得られる仕組みが必要です。

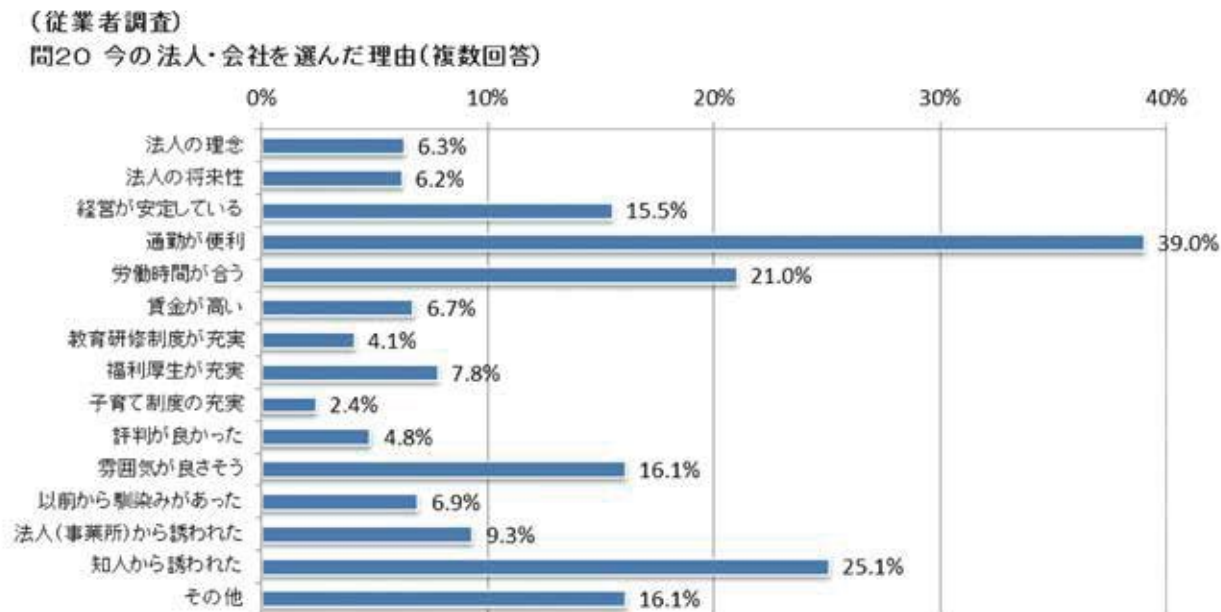
また、住民ボランティア等が、地域の高齢者を支援することも大切であり、介護専門職等の支援を受けて要支援の方を対象とした地域サロンの運営や介護予防、見守り等に協力していくような取組が想定され、元気な高齢者の活躍の場になることも期待されます。

平成28年度に社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が実施した調査によると、従業者が今の法人・会社を選んだ理由のうち「通勤が便利（39.0%）」が最も多く、実態として従業者の多くが近隣の事業所に就業していると推測されます。市町村は介護保険事業の保険者として、必要な介護サービスを確保するため、介護人材の確保に向けた総合的な取組を推進することが重要です。平成29年度の介護保険法改正で市町村への財政的インセンティブの付与が規定され、評価指標に「必要な介護人材を確保するための具体的な取組」が盛り込まれる予定です。県は持続可能な地域包括ケアシステムを構築するため、市町村と連携し、介護人材の確保及び資質の向上に取り組んでいきます。



出典：H29.9.21平成29年度福祉人材センター全国連絡会議資料（厚生労働省説明資料）

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）



出典：福祉人材確保・育成調査研究事業に係る報告書（鳥取県社会福祉協議会）

(1) 福祉人材を巡る現状

ア 専門職の配置状況等

平成24(2012)年介護サービス施設・事業所調査によると、県内の介護事業所で働く職員は16,778人で、このうち介護職員は10,097人です。また、介護職員のうち4,960人が介護福祉士の資格を保有し、その割合は49.1%です。全国平均の37.6%より11.5ポイント高く、総じて専門性の高いケアが行われていると考えることができます。

(参考) 介護事業所で働く職員数／全国と鳥取県

(単位：人)

	全 国	鳥取県
介護職員 a	1,684,624	10,097
うち介護福祉士 b	632,933	4,960
b / a (%)	37.6%	49.1%
看護職員	282,202	1,828
ケアマネジャー	172,832	1,071
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	51,016	404
相談員、その他	549,297	3,378
計	2,739,971	16,778

出典：平成24(2012)年介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

（参考）要介護認定者千人当たりの職員数／全国と鳥取県

（単位：人）

	全 国	鳥取県
介護職員 a	308.5	299.5
うち介護福祉士 b	115.9	147.1
看護職員	51.7	54.2
ケアマネジャー	31.8	31.8
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	9.3	12.0

出典：平成24(2012)年介護サービス施設・事業所調査に基づく職員数を平成26(2014)年9月末現在の要介護認定者数（全国5,460,577人、鳥取県33,716人）で割り戻した数

イ 有効求人倍率

本県は、全国と比較すると、介護人材を比較的確保しやすい状況にあります。平成26(2014)年以降、有効求人倍率が急速に高まっており、さらなる人材不足の進行が懸念されます。

（参考）有効求人倍率の状況

平成29(2017)年6月の介護関係職種の有効求人倍率は、鳥取県2.00倍、全国平均3.31倍です。

①道府県間の比較（平成29(2017)年6月）



出典：H29. 9.21平成29年度福祉人材センター全国連絡会議資料

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

②鳥取県の有効求人倍率の推移



出典：県長寿社会課まとめ。鳥取労働局から聞き取り

ウ 離職率と新規就労

「介護労働実態調査」によると、平成24(2012)～28(2016)年度の5年間を平均すると、全国の離職率は16.7%であり、離職者のうち35.4%が引き続き介護職場に転職しています。

(参考) 介護職員に関する採用者数と離職率の状況

(単位：人)

年度	要介護認定者数	介護職員数	純増数	離職率 (全国平均)	転職率 (全国平均)
H24 (2012)	30,779 人	10,097 人		17.0%	38.4%
H25 (2013)	32,010 人	10,375 人	278 人	16.6%	39.9%
H26 (2014)	33,005 人	10,657 人	282 人	16.5%	39.8%
H27 (2015)	33,617 人	11,380 人	723 人	16.5%	30.6%
H28 (2016)	33,699 人	—	—	16.7%	28.3%
平均			—	16.7%	35.4%

出典：要介護認定者数は介護保険事業状況報告（厚生労働省）、介護職員数は介護サービス施設・事業所調査、離職率及び転職率は介護労働実態調査（介護労働安定センター）

エ 介護福祉士の養成の状況

県内には、介護福祉士養成施設が3校（鳥取社会福祉専門学校、Y M C A 米子医療福祉専門学校、鳥取短期大学）と福祉系高校が1校（境港総合技術高等学校）ありますが、近年、入学者が減少傾向です。景気が上向きで介護関係以外の求人が増えていることや、従来、養成施設の卒業のみで介護福祉士の資格が取得できていたのに対し、平成29年度から国家試験が義務付けられたこと等が影響を与えているようです。

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

（参考）介護福祉士養成施設3校の入学者数

（単位：人）

	定員 A	入学者数			充足率 B/A
		計 B (C+D)	高校新卒 C	社会人 D	
H29 度	140	41	22	19	0.29
H28 度	140	47	20	27	0.34
H27 度	140	69	21	48	0.49
H26 度	140	59	39	20	0.42
H25 度	140	107	68	39	0.76
H24 度	140	92	56	36	0.66
H23 度	140	115	72	43	0.82
H22 度	140	142	77	65	1.01

出典：県長寿社会課まとめ。各校の定員は、鳥取社会福祉専門学校（2年制）80名、YMCA米子医療福祉専門学校（2年制）40名、鳥取短期大学（1年制）20名

（参考）境港総合技術高校の入学者数及び介護福祉士国家試験合格者数

（単位：人）

	類似生徒数 A	合格者数 B	合格率 B/A (%)
H28 度	21	21	100
H27 度	20	20	100
H26 度	23	23	100
H25 度	17	17	100
H24 度	20	20	100
H23 度	21	20	95.2
H22 度	18	14	77.8

出典：県教育委員会資料

介護福祉士養成は、福祉学科福祉科（定員38人）のうち、介護類型選択生徒のみ

オ 介護職のイメージ

平成29年6～7月に実施した県政参画電子アンケートによる意識調査では、介護の仕事について、「社会的意義がある（ややある）」、「やりがいのある（ややある）仕事」という回答が約9割を占めています。一方で、「仕事の内容がきつい」との回答が9割を超え、「給与が少ない（やや少ない）」との回答が8割を超えています。実際に介護職に携わっている方より介護の経験がない方にその傾向があります。

介護職員と全産業の平均賃金を比較すると、（平均年齢・勤続年数に違いがあり、単純比較はできませんが）、全国的には、介護職員の賃金は低い傾向にあります。

また、初任給についても、福祉施設介護員は「高卒程度」、「短大・大卒程度」とも低い傾向です。

賃金は重要なことですが、介護職を確保していく観点からは、「将来にわたりニーズがあり、安定している業種」、「人と社会に貢献する仕事」などといったポジティブなイメージの発信と、偏ったイメージを改善していくことが必要です。

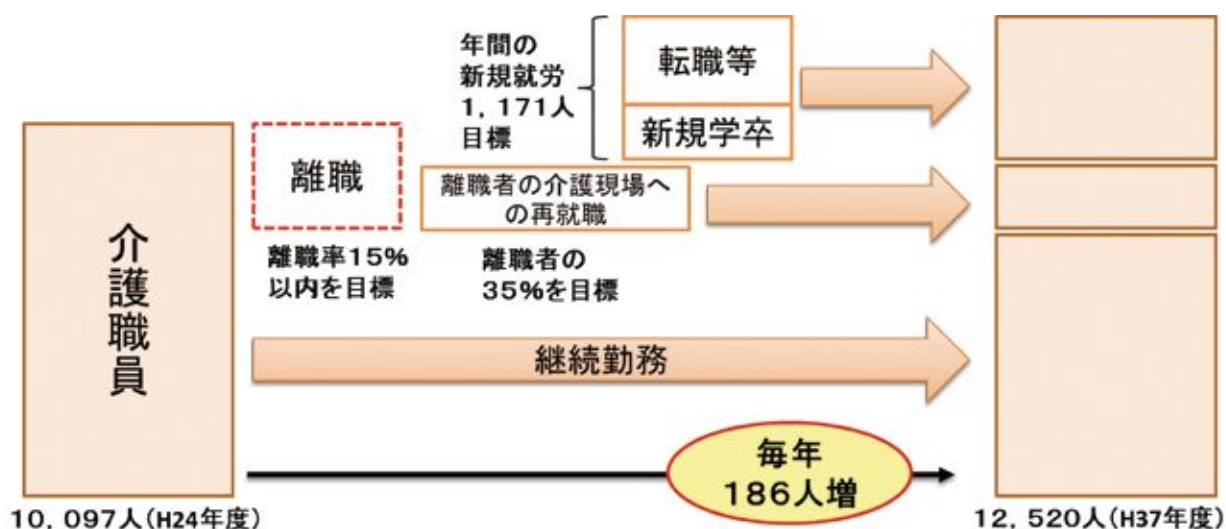
また、職場環境の改善による職員の処遇改善、介護職員のスキルアップや資格取得により、利用者へのケアの質の向上はもとより、賃金を向上させる取組も必要です。

（2）介護職員の確保に関する数値目標

要介護認定者数は平成24(2012)年から平成37(2025)年に1.24倍になると見込まれます。現在と同程度の配置のもとに介護を行うとすれば、介護事業所に勤務する職員がさらに約4,000名必要で、内訳としては、介護職員2,423名、看護職員439名、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」計97名の純増を要します。

介護職員に関し、過去の実績を踏まえ離職率を年間15.0%、同じ介護現場への転職率35.0%を目標値として設定すると、平成37(2025)年に向け毎年190人程度介護職員が純増する必要があり、離職者を踏まえると、介護現場に毎年約1,200人程度の新規参入が求められます。

平成24(2012)年から平成27(2015)年の間には、実績でこの水準を達成していますが、今後、平成29(2017)年から平成37(2025)年までに、64歳以下の人口は12.1%（約4万8千人）程度減少する見込みであることから、介護人材の確保は喫緊の課題といえます。



（参考）平成37(2025)年に向け必要な介護職員等

職種区分	平成24(2012)年職員数(A)	平成30(2018)年職員数	平成31(2019)年職員数	平成32(2020)年職員数	平成37(2025)年職員数(B)	(B) - (A)
介護職員	10,097人	11,011人	11,181人	11,412人	12,520人	2,423人
看護職員	1,828人	1,993人	2,024人	2,066人	2,267人	439人
ケアマネジャー	1,071人	1,168人	1,186人	1,211人	1,328人	257人
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	404人	441人	447人	457人	501人	97人
その他	3,378人	3,684人	3,741人	3,818人	4,189人	811人
計	16,778人	18,297人	18,579人	18,964人	20,805人	4,027人
(参考) 要介護認定者数	32,186人	35,099人	35,641人	36,379人	39,777人	(B) ⇒ (A) 1.24倍

※ 平成24(2012)年度の要介護認定者数は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報の数値。

※ 平成24(2012)年度の職員数は、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」の数値。

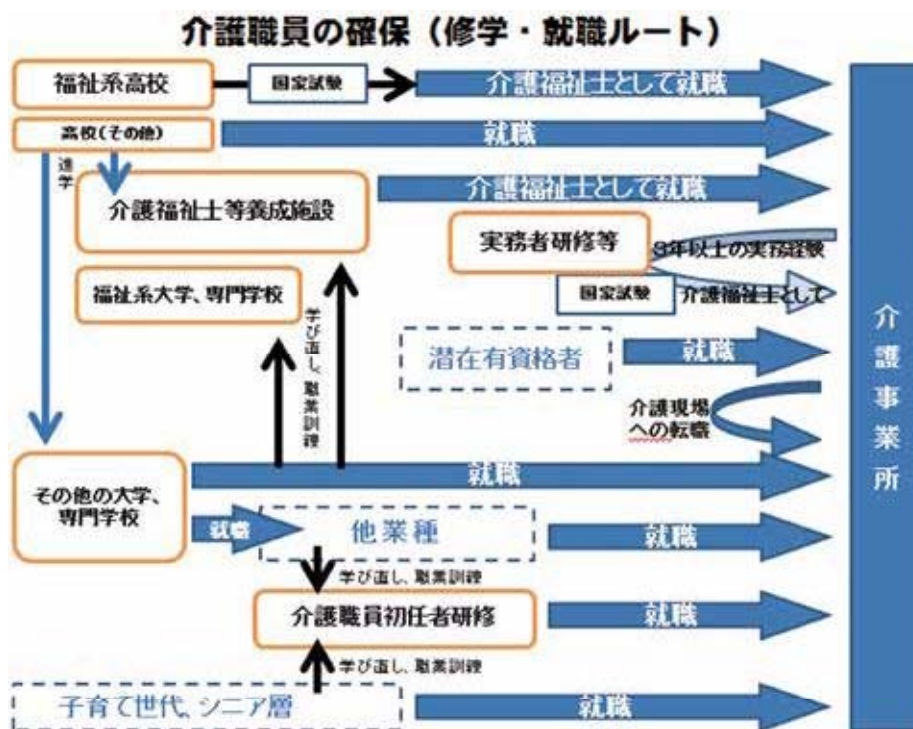
（3）福祉人材の確保及び定着

福祉人材の確保について新卒者と社会人に大別され、新卒者については高卒と大卒、あるいは福祉専攻（介護福祉士養成施設等）とその他に分類されます。また、社会人については、同じ福祉現場からの転職と他の業種からの転職が考えられます。

福祉人材の確保は、県、県社会福祉協議会（福祉人材センター）、鳥取労働局（ハローワーク）、介護労働安定センターとともに、福祉関係団体、介護福祉士養成施設、介護事業者など多くの関係者が連携し、一体となって取組を進めることが重要です。鳥取労働局が主催する介護労働懇談会などの機会を活用し、連携を深めていくこととします。

また、現状分析からイメージアップの取組が極めて重要であり、継続的に一貫したイメージ発信を行うことなどが重要です。

（参考）介護職員の主な確保ルート（平成30年3月現在）



ア 介護職員・主に新卒者に対する取組

（ア）養成施設ルート

県では、介護福祉士等修学資金貸付金制度を運用し、介護福祉士等の養成・確保を支援しているほか、雇用施策として進路選択学生支援事業を県社会福祉協議会へ委託するなど、養成校への入学を促しています。

また、平成25(2013)年度から、高校在学時に修学資金貸付を内定する制度を設け、平成25(2013)年度は4名、平成26(2014)年度は11名、平成27(2015)年度は12名、平成28(2016)年度は20名に内定を行いました。

今後も修学資金貸付制度を維持し、使いやすい制度となるよう貸付枠の拡充や制度の改正など改善を進め、介護職を目指す若者を確保していくこととします。

また、介護福祉士等養成校の卒業者の県内就職について、状況把握に努めることとします。

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

（参考）介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、県内の養成施設等に在学している者を対象に、修学資金の貸付を行っています。（実績：平成5年(1993)度から平成28(2016)年度年までに計307人）

区 分	H21年度まで	H21～23年度	H24年度	H25～27年度	H28～30年度
財 源 (補助率)	セーフティネット 補助金 (国・県1/2)	セーフティネット 補助金 (国10/10)	セーフティネット 補助金 (国・県1/2)	セーフティネット 補助金 (国3/4、県1/4)	(国9/10、県1/10)
実施主体	県	県社協(間接補助金)	県(県社協に委託)	県社協(間接補助金)	県社協(間接補助金)
貸 付 限度額	・月額3.6万円	・月額5万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円	・月額5万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円 (※入学・就職準備 金の貸付につい ては、鳥取県では実 施しない。)	・月額5万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円 ・生活保護費 (生活扶助費相当額) ※修学生が生活保護 世帯の子どもであ る場合に、貸付金 に上乘せ。	・養成施設月額 5万円 ・実務者養成施設 20万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円 ・生活保護費 ・受験対策費4万円 ・再就職準備金 20万円
返還免除 要 件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に7年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。 ※実務者養成施設向け貸付及び再就職準備金については県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に2年間従事したとき
実施期間	【新規貸付】 平成5年度～18年度 【継続貸付】 平成21年度で終了	【新規貸付】 平成21年度～23年度 【継続貸付】 平成24年度で終了	【新規貸付】 平成24年度 【継続貸付】 平成25年度で終了	【新規貸付】 平成25年度～27年度 【継続貸付】 平成28年度で終了	【新規貸付】 平成28年度～30年度 【継続貸付】 平成31年度で終了 予定
貸付実績	貸付者数 135人 (内訳) 介護福祉士コース 134人 社会福祉士コース 1人	貸付者数 60人 (内訳) 介護福祉士コース 58人 社会福祉士コース 2人	貸付者数 20人 (内訳) 介護福祉士コース 18人 社会福祉士コース 2人	貸付者数 40人 (内訳) 介護福祉士コース 38人 社会福祉士コース 2人	貸付予定者 (H28～H30) 【修学資金】 90～150名予定 【再就職準備金】 45名予定

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

（参考）生産年齢人口の転入出の状況

本県では、10歳代、20歳代の転出超過にあります。全国的に福祉人材不足が顕著であり、特に、東京や大阪等の大都市部への介護人材の転出が懸念されます。

単位：人

	転入			転出			転入－転出		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
14歳以下	636	658	1,294	616	654	1,270	20	4	24
15～19	343	224	567	491	367	858	△148	△143	△291
20～24	905	850	1,755	1,331	1,242	2,573	△426	△392	△818
25～29	830	828	1,658	968	853	1,821	△138	△25	△163
30～39	1,194	1,108	2,302	1,152	1,103	2,255	42	5	47
40歳以上	1,598	1,047	2,645	1,463	1,072	2,535	135	△25	110
計	5,506	4,715	10,221	6,021	5,291	11,312	△515	△576	△1,091

出典：平成28年鳥取県人口移動調査年報

（イ）高校（福祉系）ルート

県内には、3年の教育を修了すれば介護福祉士の国家試験の受験資格を取得できる福祉系高校が1校（境港総合技術高校、学科定員38名）あります。

また、介護職員初任者研修を実施している高校は、平成28(2016)年度は5校（定員82名）、平成29(2017)年度は5校（定員83名）あります。

（参考）県内高等学校における介護職員初任者研修の実施状況

学校名	平成28(2016)年度修了者	平成29(2017)年度実施予定
米子高校	10名	定員20名
倉吉北高校	5名	定員12名
境港総合技術高校	介護類型 18名 ボランティア類型 11名	定員：介護類型 15名 ボランティア類型 21名
岩美高校	7名	定員11名
日野高校	8名	定員4名

（ウ）大学ルート

日本福祉大学等の専門大学だけでなく、大学卒業後、介護職員として介護職場に就職する者も少なくないと考えられますが、統計が無く全貌は不明です。

県では、後述のとおり「福祉の就職フェア」等を通じ、福祉職場への就職支援を行っています。

（参考）就職フェアの様子

「福祉の就職フェア」では、福祉の職場説明会や事業所の人事担当者と面談し情報交換を行っています。平成29(2017)年は7月に2回（東西部）開催しています。



イ 介護職員・主に社会人に対する取組

社会人の介護関係職場への就職については、ハローワーク、県福祉人材センターなどが主に就職斡旋をしています。

ハローワークでは、福祉人材確保重点対策事業として「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野への就職を希望する方へきめ細やかな相談対応と職業紹介を行っています。公共職業訓練等により、介護分野の専門技術の修得も進めています。

また、民間の研修機関が行う「介護職員初任者研修」なども、社会人から介護職への重要なルートとなっています。県では、働く介護家族等が受講しやすい「介護職員初任者研修」を開講する研修事業者への助成や、「介護職員初任者研修」の受講料を助成することにより、介護人材のすそ野の拡大と参入促進を図っています。

国では介護人材のすそ野を拡大するため、基本的な介護の方法を学べる介護入門研修を平成30(2018)年度から導入します。介護人材の確保が難しい中、介護施設や事業所のサポーターや助手として、元気なシニア等に活躍してもらう仕組みづくりを進めていきます。

このほか、介護人材の復職支援を強化するため、県福祉人材センターによる介護福祉士等の離職時届出制度が平成29(2017)年度から始まりました。県では、介護分野への多様な人材層(若者、女性・中高年齢層)の参入促進、潜在介護福祉士等の再就職支援を強化するため、同センターに就職支援コーディネーターを配置し、きめ細やかなマッチングを行っています。

また、再就職準備金貸付金制度を運用し、一度介護職を離職した方の介護職への復職・再就職を支援しています。

今後も引き続き、参入の窓口となる関係機関と連携を密にしていき、一層の介護人材確保を図ることとします。

(ア) 他業種からの転職

(イ) 子育てを終えた主婦層、定年退職後のシニア層の就職

(ウ) 潜在的有資格者の復職・再就職

ウ 外国人介護人材の受入れの状況と方向

外国人介護人材の受け入れについては、EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れに対し、受入れ施設が行う日本語学習・介護分野の専門学習の環境整備や、研修担当者の活動のための経費について国により補助が行われています。

また、介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」が平成29(2017)年4月に創設され、同年11月には外国人の技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されました。今後、本県においても外国人介護人材を受入れることが予想されることから、県では、全国的な動きにも注視しながら必要な対応を検討します。

エ 元気な高齢者等の活用の状況と方向

介護人材の確保が難しい中、介護施設や事業所の業務の機能分化を行い、元気な高齢者等に専門職の周辺補助業務を担ってもらうことにより、介護福祉士等の専門職が身体介護等の専門

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

的業務に専念できる環境を整備することが必要です。

地域の元気な高齢者や子育てが終わった主婦等を「介護助手（仮称）」として育成し、介護現場への就職を支援することにより、人手不足の解消を図り、介護人材の確保に繋げていきます。

また、介護予防の訪問介護と通所介護が市町村の総合事業に移行したことにより、市町村は生活支援コーディネーターや協議体を中心に、住民主体のサービスを創出する必要があります。

県では、元気な高齢者等が地域で活躍できる環境を創出するため、市町村が実施する住民を対象とした介護サポーター等の養成・確保の取組を支援します。

オ 介護職員以外の福祉人材の状況と方向

看護師については、在宅医療、介護保険サービスの需要が高まっており、平成29年度看護職員異動状況調査（平成29年6月現在県医療政策課）では、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問看護ステーションで92人の看護職員が不足している状況です。

人材確保のため、看護職員修学資金貸付制度を行っており、新卒者の県内外からの県内就業者数は増加傾向にあります。また、訪問看護サービスの安定供給及び在宅医療の推進体制の強化を目指すため、平成29(2017)年度から、鳥取県訪問看護支援センターを設置し、訪問看護に係る人材育成、相談、普及活動等を体系化して実施しているほか、新人訪問看護師に対するベテランの同行訪問支援、訪問看護師待機手当の支援、訪問看護に必要な設備や車両などの購入の助成等訪問看護体制の充実強化を図っています。

今後も、高度化・多様化する在宅医療に対応できる看護職員の養成・確保と勤務環境の改善支援等の取組を推進します。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、県が実施している理学療法士等需要状況調査結果によると、県内医療機関等における理学療法士等の不足数が、毎年100人前後発生しており、高齢化の進展に伴う医療介護における潜在的ニーズを含め、今後も一定の需要が見込まれています。

人材確保では、東部に1か所（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、西部に1か所（理学療法士、作業療法士）の養成施設が設置されており、県内で人材を養成する体制が整備されています。

また、県内就業を希望し、養成施設に在学している学生に対して修学資金の貸し付けを行うことで、県内への定着化を図っています。

今後も県内の需要状況等を見極めながら、質の高い理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成、確保を推進します。

（参考）新たに開講された医療看護専門学校及び看護大学

名 称	鳥取市医療看護専門学校	鳥取看護大学
開 設 者	学校法人大阪慈慶学園	学校法人藤田学院
設置市町村	鳥取市	倉吉市
定 員	1学年 80人	1学年 80人
開 設 年 月	平成 27（2015）年 4月	平成 27（2015）年 4月

カ 認知度アップ・イメージアップの取組

県政参画電子アンケートからは、「社会的意義が高い」「やりがいがある仕事」とされつつも、「仕事の内容がきつい」「適正な給与が得られない」等といった回答が目立ち、介護職へのイメージは必ずしも良くありません。

働く動機の面で、「他の職が無いから」といった消極的な理由ではなく、意義とやりがいを理解しながら働くことが、定着と質の向上に繋がります。

今後、学生や若者の福祉分野への人材参入を促進していくためには、介護職に対する正しい理解と重要性、仕事としての魅力等をPRし、介護職の認知度・イメージアップを図ることが重要です。

県では、イベント開催やメディアを活用した広報により、広く県民に介護の魅力を発信するとともに、教育委員会の協力も得つつ、学生や学生家族、教育機関等に対する以下のような取組を引き続き推進していくこととします。

〈取組の例〉

- 中高生を対象に、夏休み期間を活用した介護の仕事体験を実施
- 介護のイベントやフォーラムを開催するとともに、メディアを活用したイメージアップを目的とした広報を実施
- 小学校、中学校、高校また保護者に対し、高齢者への理解促進を図る福祉の学習や福祉の出前授業・講座を実施
- 進路相談・就職担当教員への介護職に関する説明会
- 高校の進路学習への介護職員派遣

キ 魅力ある福祉職場づくり（人材定着の取組）

今後、要介護高齢者が増加し、介護職員の増加が求められる中であって、離職者を少しでも減らしていく取組は大変重要です。

対策としては、正規職員の離職率は15.1%であり、正規職員として働く者の割合を高めることが離職率の低下に繋がると考えられます。

このほか、職業病ともいえる腰痛の予防対策として、介護技術向上のためのOJT/OFF-JT*、介護ロボット等導入促進などによる身体的な負担軽減や、人手不足によるサービスの質の低下や職員の心身の負担増加の対策として、ICT機器等導入促進による作業効率化、介護にかかる時間の短縮化が求められます。

※OJTとは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練のこと。

OFF-JTとは、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のこと。

また、各事業所において、職員のメンタルヘルスやモチベーションを高める取組がやや低調であると考えられ、対策が求められます。

労働法規の遵守やメンタルヘルス、腰痛対策などを通じた離職防止の取組は、労働局や介護労働安定センターなどで対応が進められています。県も労働局等と積極的に連携しながら、介護業務に安心して従事できるよう、職員処遇の改善と適切な労務管理を行うことによる魅力ある福祉職場づくりを行うこととし、以下の取組を進めていくこととします。

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

〈取組の例〉

- 各種研修への職員参加の促進や、適切な給与水準の確保が図られるよう、事業者へ働きかける。
- 正規職員として採用することが離職防止に繋がることを、各事業所へ周知する。
- 事業者や従業者に対し、労働基準法をはじめとした労働関係法規の周知と理解を進めることを通じて、雇用環境の改善を進める。
- 育児・介護休暇、短時間勤務など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進める。
- 社会福祉施設の職員等を対象に、職場環境改善研修を実施し、職員のメンタルヘルスの改善に努める。
- 中小規模職場で働く、若い介護職員の交流機会を設ける。
- 腰痛対策や介護ロボットの導入など、介護労働に伴う心身の負担を軽減する取組を進める。

さらに、介護職員のキャリアパスを明らかにし、やりがいやスキルアップのモチベーションの向上、処遇改善につながると期待される介護キャリア段位制度（※1）の導入を支援し、介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTを推進していくこととします。また、離職者の3分の2を就業後3年未満の方が占めることから、新人介護職員の定着に資するエルダー・メンター制度（※2）の導入を支援し、早期離職防止と定着促進を図っていきます。

- ※1 介護キャリア段位制度とは、「知識（わかる）」と「実践的スキル（できる）」の両面の職業能力を評価する共通のものさしをつくり、OJTの中で人材育成を目指す制度のこと。
- ※2 エルダー・メンター制度とは、上司とは別に指導・相談役となる先輩職員が新入職員をサポートする制度のこと

ク 地域医療介護総合確保基金を活用した各介護関係団体の取組の支援

平成27(2015)年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、介護の事業者団体、職能団体及び市町村等の介護従事者の確保に関する参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善に資する取組を支援し、総合的な人材確保の取組を実施しており、引き続きそれらの取組を支援していくこととします。

（4）ケアの質の向上（スキルアップの取組）

要介護者等がより良いサービスを受けるためには、介護職員一人ひとりが知識技能の向上に努め、適切なケアプランに基づく、質の高い介護職員によるサービスの提供が必要となります。

このために、介護職員の資質向上のための各種研修等を実施するとともに、各介護サービス事業所自らも積極的に取り組むことができるよう支援していくこととします。

本県は、利用者の年齢構成を考慮しても重度者割合が他県より高く、機能を維持・改善するためのケアへ繋げる取組がとりわけ重要です。

ア 事業者の取組

介護の質の向上は、事業者の評価や事業者の職員に対する評価だけでなく、機能の維持改善などを通じて、利用者や家族の満足に繋がるものです。介護の質の向上に取り組む事業者を幅広く周知することを通じて、県内事業者にこれらの取組が普及するよう支援していくこととします。

（参考）オールジャパンケアコンテスト

「認知症」「食事」「入浴」「排泄」「看取り」「口腔ケア」の6分野で介護の技術を披露する選手達の様子。「介護の質を向上させるためのエビデンスは何か」を考え、参加者の自己研鑽、利用者や家族等への介護に対する理解を目的とする大会。

（主催：社会福祉法人こうほうえん）



（参考）鳥取県福祉研究学会

多岐にわたる福祉関係者の幅広い連携を図り、それぞれが持つノウハウを共有の知的財産として活用して多様化する福祉ニーズに適切に対応することを目的に、平成19(2007)年に鳥取大学、鳥取短期大学、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県等を主体として鳥取県福祉研究学会を設立しました。

イ 介護サービス情報の公表と福祉サービス第三者評価

「介護サービス情報の公表制度」と「福祉サービス第三者評価制度」については、利用者の選択を支援するとともに、公表を通じ他の事業所の例を参考にするなどして、介護サービス事業者自らが、質の向上に取り組んでいくことが期待されています。

また、事業者による雇用管理の取組を進めることを目的に、従業者の教育訓練や研修等、資質向上に向けた取組状況等の介護従事者に関する情報が平成27(2015)年から追加され、毎年度の介護サービス情報の公表時期にあわせて公表されています。

ウ 介護職員等の研修の実施

県では、介護職員の質の向上を図るため介護の基礎知識や技術、さらなる専門性の習得を図る「介護専門職研修」を行っています。また、福祉施設での実務経験が3年未満の看護職員を対象として看護業務等に関する研修を実施し、看護職員の定着と資質向上を図る「新任看護職員研修」を行っています。

これらの研修について、時代のニーズを踏まえたより良い内容とし、職員の能力向上につながるよう、引き続き取組を進めます。

また、介護福祉士国家試験の受講料を助成し、介護職員等のスキルアップを推進していくこととします。

「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（H30～32年度）」（抜粋）

エ 介護職員等の喀痰吸引等研修

平成24(2012)年度から介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことに伴い、県では、特別養護老人ホーム等の施設や居宅において必要な医療的ケアをより安全に提供するため、県下3地区において適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等（「認定特定行為業務従事者（1、2、3号）」）を養成する「喀痰吸引等研修」を行っています。

また、県で登録された研修機関においても、「喀痰吸引等研修」が行われています。

このほか、介護職員等が受講する「喀痰吸引等研修」の講師となり得る看護師等を養成するための研修も行っています。

平成29(2017)年4月1日現在で、喀痰吸引等を行うことができる介護職員等として、第1号、第2号研修修了者（不特定多数の者対象）1,525人（制度化前の経過措置者を含めると3,105人）、第3号研修修了者（特定の者対象）43人（制度化前の経過措置者を含めると92人）を認定しています。

施設や居宅において喀痰吸引等が必要な方に対して安全に医療的ケアを提供できるよう、引き続き取組を進めていきます。

認定特定行為業務従事者の認定の種類

研修名	対 象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内（咽頭の手前まで）	鼻腔内（咽頭の手前まで）	気管カニューレ内部	胃ろう 腸ろう	経鼻経管 栄養
第1号研修	不 特 定 多 数 の 者	○				
第2号研修		○	○	○	○	○
第3号研修	特定の者	特定の者が必要とする行為				

注：第1号研修については、すべての喀痰吸引等の行為が可能。

第2号研修については、喀痰吸引等の各行為のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられる。

第3号研修は、重度障害児・者など特定の利用者への実施を前提としている。

令和元年5月13日

鳥取市雇用促進協議会 事務局

鳥取市雇用促進協議会 介護分野企業見学会実施概要 (令和元年度)

- 1 目的 この企業見学会は、将来、介護分野への就職を希望する因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域*の高校生が企業を訪問して、企業活動の実態を見学・理解し、介護分野への就職意識を高揚させることで若者の地元定着を促進するとともに、介護分野の人材不足を解消することを目的としています。
- 2 実施主体 鳥取市雇用促進協議会
鳥取市、鳥取商工会議所、鳥取市三商工会連絡会、鳥取県中小企業団体中央会東部支部、鳥取公共職業安定所、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取県高等学校長会東部支部などの会員で組織され、雇用の促進に関する事業を実施しています。
(事務局：鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課)
- 3 対象者 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域の高等学校に在学し、介護分野に興味を持つ生徒。(進学・就職・学年を問いません)
- 4 開催時期 令和元年8月(高校生夏休み期間中)に実施を予定しています。
- 5 日程 見学先企業様が決定し次第、日程調整をさせていただきます。
- 6 見学時間 1企業あたり 1時間～1時間30分程度
- 7 見学内容 企業説明・社内見学・質疑応答
その他(例えばOB、OGの経験談など)
- 8 見学人数 10～15人程度を目安としております。
※本見学会は学校単位の訪問ではなく、各学校から希望者を募り、乗り合わせの上訪問します。
- 9 移動手段 集合場所から見学先企業様への移動は貸切バスを利用します。
見学中は見学先企業様内の駐車場にて待機となりますが、駐車可能なスペースが無い場合は周辺で待機となります。
- 10 その他 見学会参加後にアンケートを実施しております。
アンケートは事務局でまとめ、後日送付いたします。

* 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域 一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持することを目的とし、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県新温泉町で形成された圏域です。

【介護分野】 企業見学会実施概要(令和元年度)

介護

1 日 程 行程① 令和元年8月6日(火)

- (訪問先) ①社会福祉法人徳和会 特別養護老人ホーム「やすらぎの里」
 ②えがお株式会社 障がい者就労支援B型事業所 こうじく庵
 ③社会福祉法人鳥取福社会
 鳥取市南デイサービスセンター・養護老人ホーム「鳥取市なごみ苑」

行程② 令和元年8月8日(木)

- (訪問先) ①社会福祉法人鳥取県厚生事業団 特別養護老人ホーム「いこいの杜」
 ②社会福祉法人あすなろ会 高草あすなろ
 ③医療と福祉の郷はまゆう 医療法人・社会福祉法人 賛幸会

2 定 員 各行程とも15名程度

3 行 程

【行程①】			【行程②】		
日時: 令和元年8月6日(火)			日時: 令和元年8月8日(木)		
9:00	集合(鳥取駅南口)		10:00	集合(鳥取駅南口)	
	移動(1時間)			移動(30分)	
10:00 ~ 11:30	社会福祉法人徳和会 特別養護老人ホーム 「やすらぎの里」 見学時間(1時間30分)	兵庫県 新温泉 町 湯322	10:30 ~ 12:00	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 特別養護老人ホーム 「いこいの杜」 見学時間(1時間30分)	鳥取市 湖山町西 3丁目 113-1
11:30 ~ 12:15	昼食(場所: やすらぎの里)		12:00 ~ 12:45	昼食(場所: 鳥取県厚生事業 団)	
	移動(1時間)			移動(15分)	
13:15 ~ 14:15	えがお株式会社 障がい者就労支援B型事業所 こうじく庵 見学時間(1時間)	鳥取市 興南町 181	13:00 ~ 14:30	社会福祉法人あすなろ会 高草あすなろ 見学時間(1時間30分)	鳥取市 大桝 330
	移動(15分)			移動(15分)	
14:30 ~ 16:00	社会福祉法人鳥取福社会 鳥取市南デイサービスセンター ・養護老人ホーム 「鳥取市なごみ苑」 見学時間(1時間30分)	鳥取市 的場 2-1	14:45 ~ 16:15	医療と福祉の郷 はまゆう 医療法人・社会福祉法人 賛幸会 見学時間(1時間30分)	鳥取市 野寺 62-1
	移動(15分)			移動(15分)	
16:15	鳥取駅解散		16:30	鳥取駅解散	

※行程①と行程②では集合時間が異なりますので、御注意ください。

※集合場所から見学企業様の間の移動は、貸し切りバスを利用します。

4 当日の連絡先 080-2895-2617 (公用携帯)